

水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入  
又は重要維持管理等の委託に関する  
導入等計画書作成・届出ガイドライン  
(第1版)

- 本ガイドラインは、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本ガイドラインに記載の内容は、原則、作成時点で公表されている解説等の内容に基づいていますが、これら文書は今後更新される場合がありますので、各時点において最新の公表資料を確認するようにしてください。また、本ガイドライン自体も今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

令和6年3月 28 日

厚生労働省

健康・生活衛生局 水道課

# 目次

<b>1. はじめに</b> .....	<b>2</b>
1.1 背景 .....	2
1.2 本ガイドラインの位置づけ .....	3
1.3 本ガイドラインの構成 .....	5
1.4 用語の説明 .....	6
<b>2. 導入等計画書の作成・届出に関する解説</b> .....	<b>8</b>
2.1 対象となる特定社会基盤事業者 .....	8
2.2 対象となる特定重要設備 .....	8
2.3 対象となる導入及び重要維持管理等の類型 .....	11
2.4 導入等計画書の届出に係る基本的な流れ .....	13
2.5 導入等計画書作成に係る事前準備の詳細 .....	19
2.6 届出の詳細 .....	22
<b>3. 導入等計画書の作成要領</b> .....	<b>29</b>
3.1 特定重要設備の導入を行う場合 .....	29
3.2 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合 .....	38
<b>4. 導入等計画書の変更時の手続き</b> .....	<b>46</b>
4.1 変更時に必要な対応 .....	46
4.2 変更の届出・報告の要領 .....	50
4.3 構成設備の変更 .....	51
<b>5. 緊急時の手続き</b> .....	<b>53</b>
5.1 緊急時に該当するケース .....	53
5.2 緊急時に必要な対応 .....	53
5.3 緊急導入等届出書の作成要領 .....	53
5.4 緊急やむを得ない場合における導入等計画書の「重要な変更」に係る作成要領 .....	55
<b>6. 連絡先</b> .....	<b>56</b>
<b>7. その他</b> .....	<b>57</b>
その他の主要な経済安全保障推進法上の規定内容について示す。 .....	57
7.1 立入検査 .....	57
7.2 罰則 .....	57

## 1. はじめに

### 1.1 背景

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している。このような中、令和4年5月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下、「経済安全保障推進法」という。)が成立し、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針が策定されるとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度が創設された。

経済安全保障推進法では、「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(以下、「本制度」という。)」が規定されており、水道は同制度における基幹インフラの一つとして、指定基準を満たす水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、水道事業者等という。)は特定社会基盤事業者として対象となっている。これに基づき水道事業者等は、水道における特定重要設備<sup>1</sup>が、我が国の外部から行われる水道水の安定的な供給の確保を妨げる行為の手段として使用されることを防止するために、重要設備の導入・重要維持管理等に関して国の審査を受けることが義務付けられている。

国の審査において、水道事業者等は特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書を作成し、事業所管大臣に届出を行う。適切な届出を怠った場合は経済安全保障推進法に基づく罰則が課されるのみならず、水道インフラの安定的な供給が経済安全保障上のリスクにさらされ、国家・国民の安全が脅かされる事態に陥る可能性がある。そのため、水道事業者等が導入・重要維持管理等事業者(特定重要設備の導入における供給者たる事業者及び重要維持管理等の委託の相手方たる事業者を指す)を選定する際には、経済安全保障推進法の趣旨に則り、適切な対応をとることが求められる。

特に水道分野では入札制度等を通じて選定した事業者による導入や維持管理が実施されている。本制度が施行されることで、導入・重要維持管理等事業者に対して「経済安全保障推進法」に基づく審査を行い、審査結果によっては選定した導入・重要維持管理等事業者に対応を求めるケース等も想定されることから、導入や維持管理に関わる担当者と入札・契約の担当者の両者を含めた関係者が密に連携を取りながら進めていくことが重要である。

<sup>1</sup> 特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

## 1.2 本ガイドラインの位置づけ

水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書作成・届出ガイドライン(以下、本ガイドラインという。)は、水道事業者等が導入等計画書の作成・届出を行うに当たり確認すべきポイントや収集・提出すべき情報、具体的な手続き等を整理したものであるが、**特定社会基盤事業者に加えて導入・重要維持管理等事業者、構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託先等の関係者**においても広く参照いただき、適切な導入等計画書の作成・届出を促すためのものである(図 1.2-1)。

本制度の円滑な運用のためには、**特定社会基盤事業者のみならず、導入事業者及び重要維持管理等事業者、あるいは構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託先等の関係者が本制度の趣旨及び内容を十分に理解することが不可欠である。**これら関係者にも、**本制度の要請に基づく特定社会基盤事業者からの情報提供依頼等に応じ、特定社会基盤事業者と協力して導入等計画書を作成するために必要な情報を提供することが求められる。**また、**導入・重要維持管理等事業者は、導入・重要維持管理等実施段階においても、契約や本制度の要請に則った対応をとることが求められる。**

なお、本ガイドラインでは導入・重要維持管理等は、新たに行われる契約に基づく導入や重要維持管理等の案件を専らの対象としている<sup>2</sup>。新規に特定社会基盤事業者指定され、既に契約済の案件について審査が必要になった場合には、本制度や本ガイドラインを前提としない契約に基づきつつ、届出等に対応することとなるため、**事前に事業所管省庁に相談することが望ましい。**

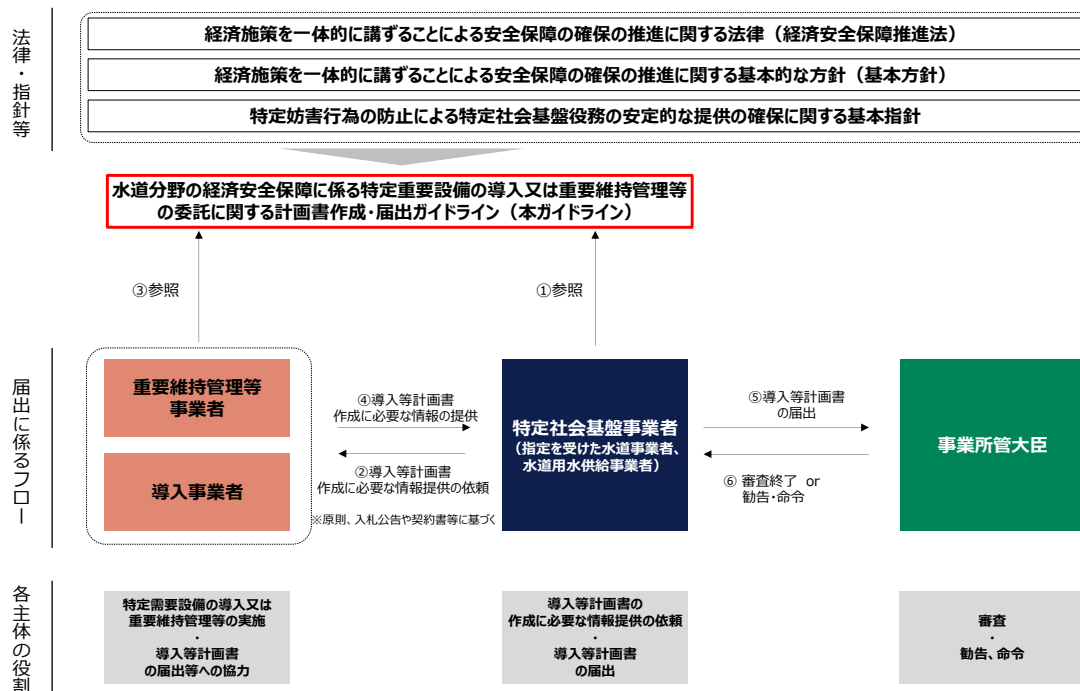


図 1.2-1 本ガイドラインの位置づけ

注)本図に変更届け出や勧告・命令が出た後の対応は含まれない  
(水道行政の移管に関する留意事項)

<sup>2</sup> なお、特定社会基盤事業者として指定を受けた日及び今後新たに特定重要設備や重要維持管理等が定められた日から6月間は導入等計画書の届出義務は適用されない

令和6年4月1日の、水道行政の国土交通省及び環境省への移管に伴い、本基幹インフラ制度に係る水道分野の所管は国土交通省に移る。これに伴う留意事項は以下のとおり

- 導入等計画書の届出先は国土交通大臣となる。本制度の運用については、各地方整備局を経由することなく、直接国土交通本省にて担当する。(e-Gov等を通じての届出が主となることを想定)
- 移管前に行われた水道分野の特定社会基盤事業者としての指定や、それについての告示は、国土交通大臣によって行われたものとみなされ、依然として有効となる
- 「厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」は廃止され、厚生労働省令で規定されていた内容は「国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」の改正により、国土交通省令に位置付けられる予定である。これに際して、国土交通省の所管する他の特定社会基盤事業における規定と整合をとるため、文言の修正が行われる場合であっても、対象となる事業者、設備等の考え方については、厚生労働省令として規定の内容から変わりはない

### 1.3 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下の通りである(図 1.3-1)。

- 「1章 はじめに(本章)」…本ガイドラインの背景や位置づけ、構成、用語の説明等について示す
- 「2章 導入等計画書の作成・届出に関する解説」…導入等計画書の作成・届出の対象となる特定社会基盤事業者や特定重要設備、届出の種類(導入・重要維持管理等)について示すまた、導入等計画書の届出の流れや導入等計画書作成に係る事前準備、入札方式ごとの届出に係る留意事項について示す
- 「3章 導入等計画書の作成要領」…導入等計画書の作成要領について示す
- 「4章 導入等計画書の変更時の手続き」…導入等計画書の届出後に導入等計画書の変更の届出又は報告が必要になる場合の手続きについて示す。また、これらの作成要領についても示す
- 「5章 緊急時の手続き」…緊急導入等届出書に関する手続きや作成要領について示す
- 「6章 連絡先」…事前相談先や導入等計画書の届出先となる国の担当部署について示す
- 「7章 その他」…立入検査及び罰則について示す

#### 第1章 はじめに

本ガイドラインの背景・目的・位置づけ等

#### 第2～5章 作成・届出に関するガイドライン

作成・届出に関する基本的な事項

##### 2. 導入等計画書の作成・届出に関する解説

- ✓ 対象となる特定社会基盤事業者、特定重要設備、契約種別
- ✓ 導入等計画書の届出に係る基本的な流れ、事前準備
- ✓ 入札方式の違いによる留意事項 等

##### 3. 導入等計画書の作成要領

- ✓ 導入等計画書への記載項目、記載例 等

作成・届出に関する例外的事項

##### 4. 導入等計画書の変更時の手続き

- ✓ 導入等計画書の変更・報告に関する要領

##### 5. 緊急時の手続き

- ✓ 緊急時における導入等計画書の作成・届出に関する要領

#### 第6章 連絡先

導入等計画書の作成・届出に関するお問い合わせ、事前相談窓口

#### 第7章 その他

立入検査、罰則

図 1.3-1 本ガイドラインの構成

## 1.4 用語の説明

本ガイドラインで用いる主な用語の説明は、以下の通りである。

表 1.4-1 用語の説明

用語	説明
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第 43 号)。国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために制定されたもの
主務省令	経済安全保障推進法の特定社会基盤事業者の指定基準や特定重要設備について、分野ごとに主務省庁が定めた省令。水道分野においては、「厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」であるが、令和6年4月の水道行政移管の後においては、「国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」を参照することとなる
特定社会基盤事業	国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの(特定社会基盤役務)の提供を行うものとして政令で定めるもの。水道分野においては、水道事業(簡易水道事業を除く)及び水道用水共有事業が該当する
特定社会基盤事業者	特定社会基盤事業を行う者のうち、その使用する特定重要設備の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものとして主務省令で定める基準に該当し、主務大臣によって指定された者
特定社会基盤役務	国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの。「基幹インフラ役務」と通称される
特定妨害行為	特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為。なお、「我が国の外部から行われる」特定妨害行為の主体には、外国政府やテロリストのほか、これらの主体の影響下にある我が国の国内にある供給者/委託先なども想定しうる
特定重要設備	特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
構成設備	経済安全保障推進法第 52 条第2項第2号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
導入等計画書	経済安全保障推進法第 50 条第1項に規定される特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書。特定社会基盤事業者が、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合、又は他の事業者に委託して特定重要設備

用語	説明
	の重要維持管理等を行わせる場合には、あらかじめ、導入等計画書を事業所管大臣に届け出なければならない(重要維持管理等について届出する計画書も「導入等計画書」となる)
勧告	導入等計画書の審査の結果、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認められるときに、経済安全保障推進法第 52 条第 6 項に基づき、事業所管大臣から特定社会基盤事業者に対して行われる勧告。なお、勧告を受けた特定社会基盤事業者は勧告を受けた日から起算して 10 日以内に、事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を通知しなければならない
命令	勧告を受けた特定社会基盤事業者が、通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であって、当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときに、経済安全保障推進法第 52 条第 6 項に基づき、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対して、事業所管大臣が行うことができる命令
導入	特定重要設備の新設・更改に加え、特定重要設備に対して「機能に関する変更」を行う場合にも導入として導入等計画書の届出義務が生じる。導入の時期は、その特定重要設備が用に供される時点となる(システム構築に向けた工事・作業も一般的には導入と呼ばれるが、経済安全保障推進法の文脈においては、構築したシステムを用に供することを以て「導入」とされていることに留意)
重要維持管理等	特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。主務省令においては、維持管理と操作が重要維持管理等として規定されている
維持管理	水道分野においては、重要維持管理等のうち、①特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係る保守点検業務、②特定重要設備の設備や部品のうち、不具合を生じることにより、浄水工程の集中的な監視制御の継続に直接の影響を及ぼすものの交換、③特定重要設備の監視制御機能に関わるプログラムの更新(現場設備等の台数の増減に伴うパラメータの変更等を除く)などを指す
操作	水道分野においては、重要維持管理等のうち、中央監視室等において、特定重要設備を通じた浄水施設の運転管理を行う業務を指す



## 2. 導入等計画書の作成・届出に関する解説

本章では、水道事業において導入等計画書の作成・届出が必要となる特定社会基盤事業者、特定重要設備(対象設備)及び導入等計画書の届出・作成に係る基本的な流れを示す

### 2.1 対象となる特定社会基盤事業者

- ・ 省令の規定により、給水人口 100 万人を超える水道事業を営業者及び 1 日最大給水量 50 万 $\text{m}^3$ を超える水道用水供給事業を営業者として、事業所管大臣により指定された者が特定社会基盤事業者として制度の対象となる
- ・ 特定社会基盤事業者に指定された場合は指定通知書によって通知される
- ・ 特定社会基盤事業者が指定されたことは告示され、官報に掲載される

#### (補足 2.1-①)

- ・ 制度の対象として指定される者の基準(指定基準)としての給水人口及び 1 日最大給水量については、水道法に基づく事業所管大臣又は都道府県知事の認可を受けた最新の事業計画書に記載された計画給水人口または計画 1 日最大給水量の数値を用いる(事業単位で指定基準への該当を確認する)
- ・ なお、既に指定を受けた**特定社会基盤事業者がその名称又は住所を変更する場合には、経済安全保障推進法第 50 条第3項に基づき、変更する日の2週間前までに事業所管大臣への届出**が必要となる(事業統合や庁舎の移転等に際して留意が必要)

### 2.2 対象となる特定重要設備

- ・ 導入等計画書で届出の対象となる水道分野の「特定重要設備」については、省令において、「当該水道事業(略)又は水道用水供給事業を行う者の当該事業の用に供する浄水施設(一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。)」において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム(略)」とされている
- ・ 省令の括弧書きで限定されているとおり、対象水道事業又は水道用水供給事業の用に供する全ての浄水施設のシステムが特定重要設備となるわけではない。浄水施設のうち、1 日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の 1 日当たりの浄水能力を合計して得た数の 95%に達するまでのものが対象となる(補足 2.2-①)
- ・ 「浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するために使用される情報処理システム<sup>3</sup>」を、本ガイドラインにおいては単に「(中央の)監視制御システム」という
- ・ 一般的には、現場設備まで含めて「監視制御システム」と呼ばれることもあるが、本制度の対象としては、原則、現場設備が除かれており、特定重要設備としては専ら中央監視室

<sup>3</sup> 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十五号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。

(管理室)における集約的な監視や制御のための操作のために用いられている階層の設備類が念頭に置かれていることに留意

- ・ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものは「構成設備」として、特定重要設備そのものと同様に、構成設備に係る情報は導入用計画書に記載が求められる
- ・ 浄水施設における監視制御システムの構成は、水道事業者及び浄水施設ごとに異なることが一般的であるため、特定重要設備としての対象範囲について判断に迷う場合には、国の相談窓口を確認されたい

(補足 2.2-①)

### 対象となる「浄水施設」の考え方

- ・ (具体例1)事業者が以下の3つの浄水場を有している場合、対象となる浄水場は浄水場 A と B の2つとなる

(1)浄水場	(2)浄水能力 (計画浄水量)	(3)累積の 計画浄水量 (大きいものから順に累積)	(4)浄水能力の総和 に対する(3)の割合
浄水場A	80万m <sup>3</sup> /日	80万m <sup>3</sup> /日	80%
浄水場B	16万m <sup>3</sup> /日	96万m <sup>3</sup> /日	96%
浄水場C	4万m <sup>3</sup> /日	100万m <sup>3</sup> /日	100%

- ・ (具体例2)事業者が以下の3つの浄水場を有している場合、対象となる浄水場は浄水場 A と B と C の3つとなる

(1)浄水場	(2)浄水能力 (計画浄水量)	(3)累積の 計画浄水量 (大きいものから順に累積)	(4)浄水能力の総和 に対する(3)の割合
浄水場A	80万m <sup>3</sup> /日	80万m <sup>3</sup> /日	80%
浄水場B	14万m <sup>3</sup> /日	94万m <sup>3</sup> /日	94%
浄水場C	6万m <sup>3</sup> /日	100万m <sup>3</sup> /日	100%

- ・ 水道法第 24 条の3に基づく第三者委託により業務を委託した浄水施設、法第 24 条の4により水道施設運営権を設定した浄水施設は、水道事業者等が有する浄水施設として計算の対象となる。また、休止中の水道施設についても計算の対象となる
- ・ 一方、予備水源に係る浄水施設や、水道用水供給事業からの受水分は計算の対象とならない

(補足 2.2-②)

### 構成設備について

- ・ 構成設備は省令において以下のとおり規定されている
  - ① 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア
  - ② ①に搭載されたオペレーティングシステム(監視及び制御に係るものに限る。)
  - ③ ①に搭載されたミドルウェア(監視及び制御に係るものに限る。)
  - ④ ①に搭載されたアプリケーション(監視及び制御に係るものに限る。)
- ・ 構成設備のうち、サーバーは実態を伴ったハードウェアであり、制御の用に供する、とは制御のための操作に用いられることも含む。対して、オペレーティングシステム、ミドルウェア、アプリケーションはソフトウェアであり、サーバーに搭載されたプログラムである(図 2.2-1)
- ・ ソフトウェアの構成はシステムごとに様々であり、例えばミドルウェアが用いられない構成となっている場合には、これを含めてアプリケーションとして導入等計画書に記載する

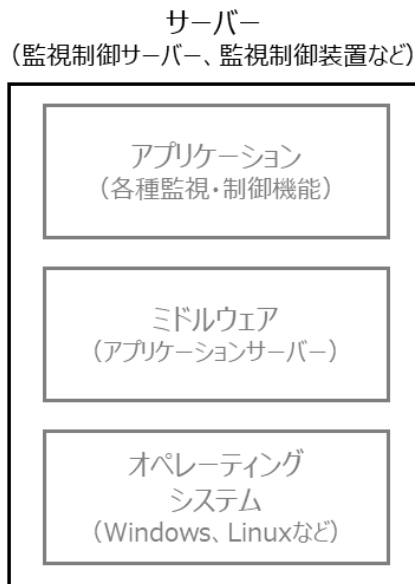


図 2.2-1 構成設備のイメージ

## 2.3 対象となる導入及び重要維持管理等の類型

- ・ 経済安全保障推進法においては、特定重要設備の「導入」又は「重要維持管理等」を行う場合に、導入等計画書の事前届出が必要となる(表 2.3-1)
- ・ 具体的には、2.1に示した特定社会基盤事業者が、2.2に示した対象設備を「導入」する又は対象設備の「重要維持管理等」を委託する場合において、あらかじめ導入等計画書を作成・届出し、国の審査を受けることが求められる
- ・ DBO 等の方式で監視制御システムのシステム構築と、構築後の操作や保守点検に係る契約を一括で行う場合があるが、対象設備が含まれる場合、当該「導入」及び「重要維持管理等」の委託について、システムを用いて供する導入の時点や重要維持管理等に該当する委託業務の開始までに導入等計画書を作成・届出し、国による審査が完了していることが必要となる

表 2.3-1 水道分野において届出が必要な行為の類型

類型		概要
導入	新設・更改	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設:対象設備を新たに設けること</li> <li>・ 更改:対象設備の機能維持または機能向上のため、現設備の一式を撤去して新たな設備を導入すること</li> </ul>
	修繕・改造等のうち、「導入」に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定重要設備の機能に関係する変更を行う場合に該当する</li> </ul>
重要維持管理等	維持管理	①特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係る保守点検業務
		②特定重要設備の設備や部品のうち、不具合を生じることにより、浄水処理の工程の集中的な監視制御の継続に直接の影響を及ぼすものの交換(例えば、監視制御サーバーのHDDの交換等が考えられる)
		③特定重要設備の監視制御機能に関わるプログラムの更新(現場設備等の台数の増減に伴うパラメータの変更等を除く)
	操作	中央監視室等において、対象のシステムを通じた浄水施設の運転管理を行う業務

(補足 2.3-②)

### 経過措置期間と届出の要否に関する考え方について

- ・ ある事業者が特定社会基盤事業者指定された場合において、実際に届出が必要となるまでには経過措置期間があることを踏まえ、導入等計画書の届出の要否を判断するための時点の考え方を図 2.3-1 に示す
- ・ 具体的には、経過措置期間の終了時点において、導入については特定重要設備を用いて供する時点を迎えているかどうか、重要維持管理等については当該委託を開始しているかどうかによって届出の要否が判断される
- ・ 経過措置期間の終了前に、特定重要設備を用いて供している場合、あるいは重要維持管理

等の委託を開始している場合には、導入等計画書の届出は不要(国による審査の対象外)となる

- ・ 経過措置期間の終了後に、特定重要設備を用に供する場合、あるいは重要維持管理等の委託を開始する場合には導入等計画書の届出が必要(国による審査の対象)となる

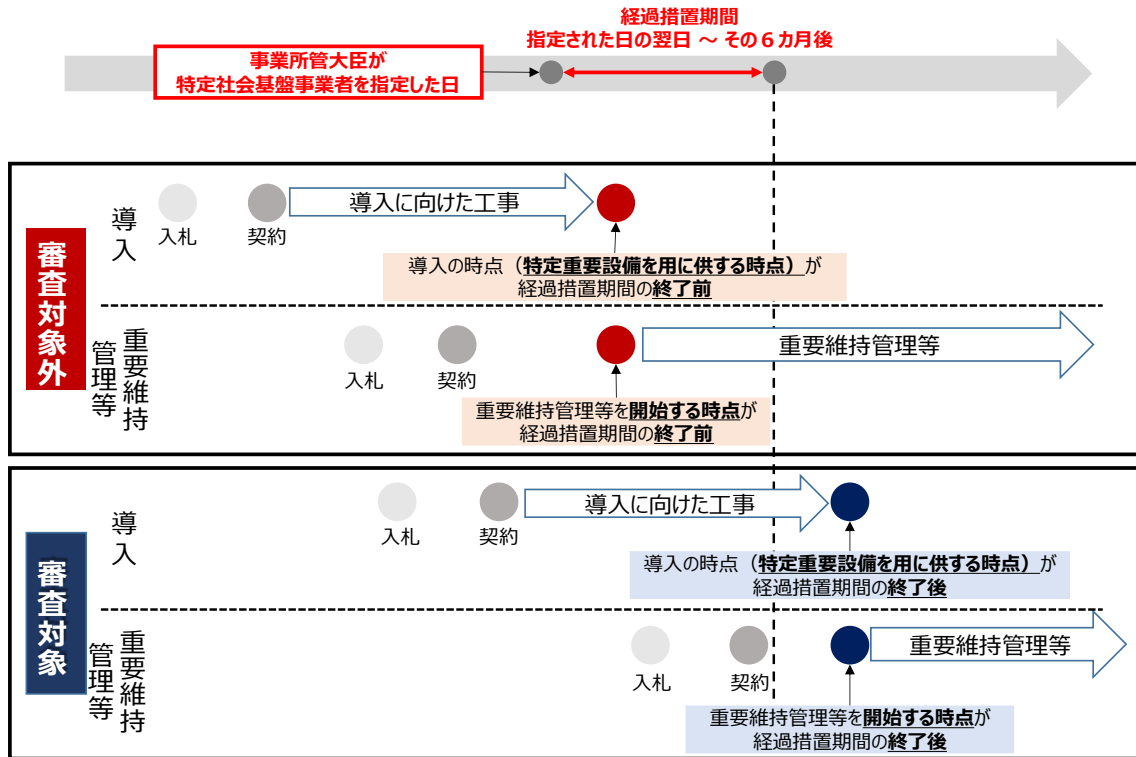


図 2.3-1 経過措置期間と届出の要否の関係

## 2.4 導入等計画書の届出に係る基本的な流れ

- ・ 2.4 以降は、導入等計画書の届出に関する準備や手続きについて解説している。前提として、導入、重要維持管理等を実施する流れの一例を(図 2.4-1)に示す
- ・ 特定社会基盤事業者は、事業所管大臣が導入等計画書の届出を受理した日から起算して 30 日を経過する日まで(禁止期間)は、これが短縮される場合を除き、その導入等計画書に記載された特定重要設備の導入等を行うことができない<sup>4</sup>。また、禁止期間は最長4ヶ月まで延長される可能性もあるため、これらを念頭に、特定社会基盤事業者においてスケジュールを立て、適切な時期に届出を行う必要がある
- ・ 審査の結果、当該落札者からの導入等の計画について「中止すべきこと」の勧告等が行われた場合には、再入札を始めとする入札契約に必要な手続を改めて実施する必要が生じ得る。入札契約に関する制度等に基づき入札を実施する場合、制度の円滑な運用及び入札者の予見性の確保等のためには、あらかじめ本制度に基づく審査があることその他必要な事項を公告するとともに、導入等計画書の作成に当たって必要な事項その他必要な事項を仕様書等に明記しておく必要がある
- ・ 公告・仕様書等に盛り込む内容について、どのような記載が望ましいか判断に迷う場合等は、必要に応じて、事業所管大臣に対して相談を行うことが可能(「6章 連絡先」を参照)
- ・ 一部、「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び主務省令第9条第2項第2号に掲げる書類(供給者の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し)等は、特定重要設備の供給者が事業所管大臣に直接に提出することができることとなっている。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、事業所管大臣に直接に提出することを報告することが必要となる(補足 2.4-②)

### (補足 2.4-①)

- ・ 導入等計画書に記載が必要となる情報は、特定重要設備の導入に係る導入・重要維持管理等事業者に係るもののみならず、構成設備の供給者や、重要維持管理等の再委託先、セキュリティテスト実施者等に関するものが含まれる(図 2.4-2)。このため、水道分野における特定社会基盤事業者は、導入等計画書の作成に際して、導入・重要維持管理等事業者(またはその候補者)から必要な情報を入手し、可能な場合には密に連携を取ることが求められる
- ・ なお、**本ガイドライン全体を通じて「落札候補者」も含めて、原則「落札者」と表記している**

<sup>4</sup> 特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大いかどうかについて慎重な審査を要すると事業所管大臣が判断する場合には、上記の導入等を行うことができない期間を、届出を受理した日から起算して4か月間に限り、延長することがある

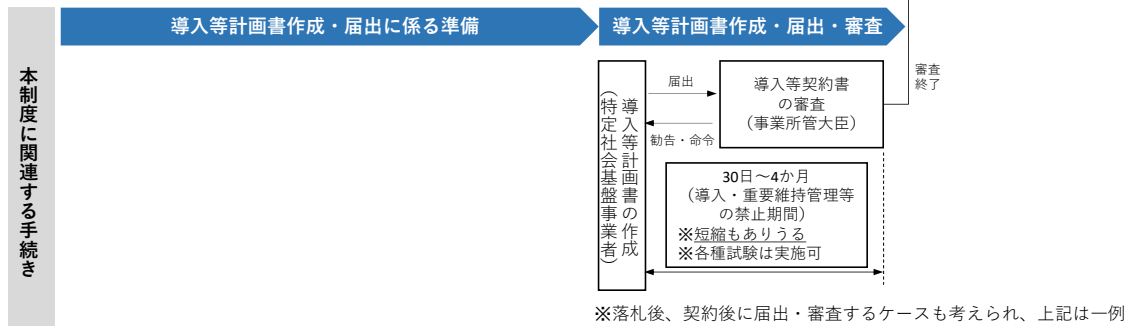
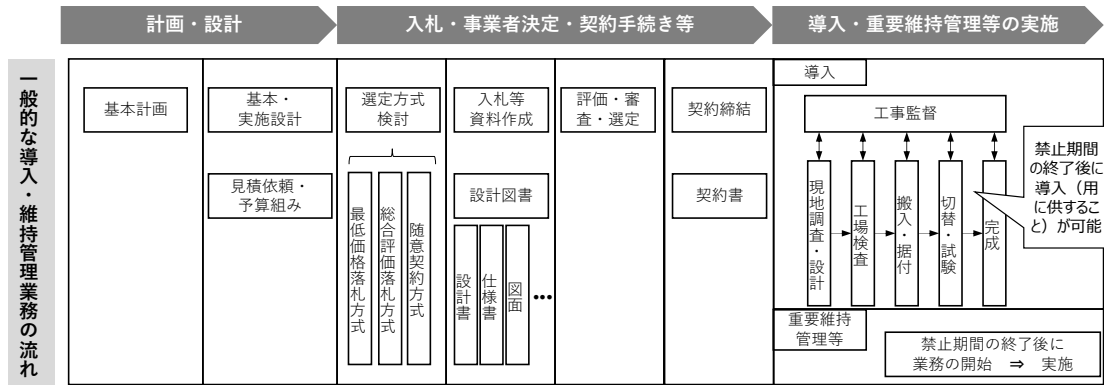


図 2.4-1 導入等計画書の作成・届出・審査の流れの例

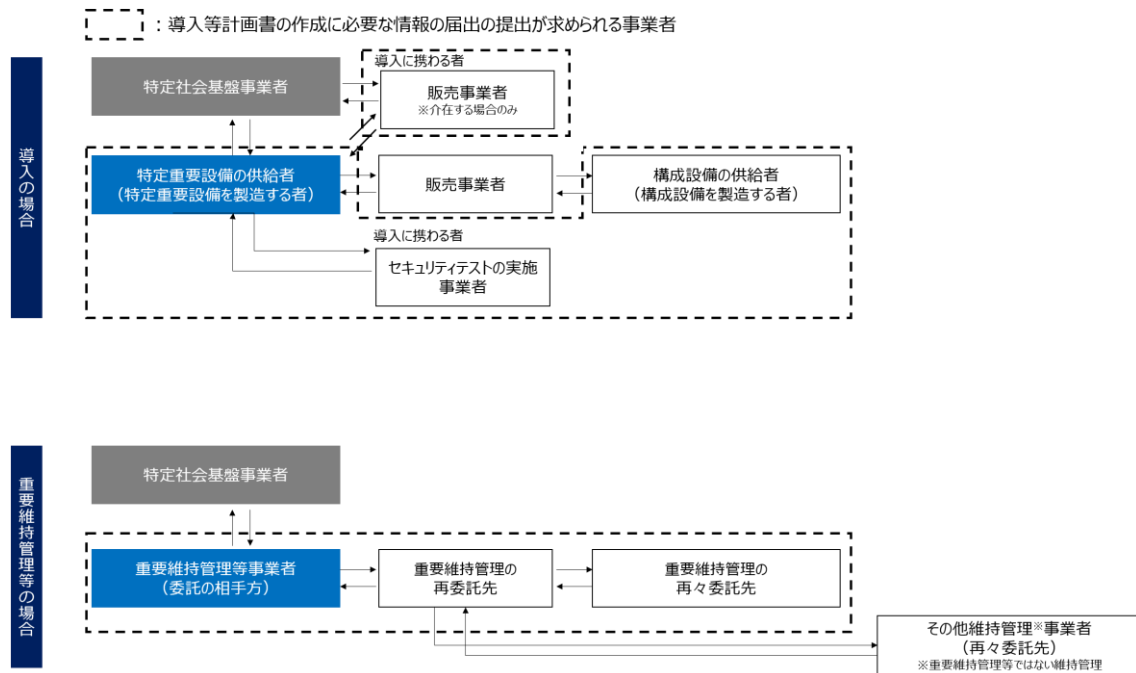


図 2.4-2 導入等計画書に記載が必要な情報の提出が求められる事業者の範囲

(補足 2.4-②)

#### 直接事業所管大臣に情報を提出する手続きについて

- ・ 導入等計画書の記載事項には、供給者又は委託を受けた者が保有する情報であって特に機微である等の事情により、特定社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれるため、そのような情報については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することを認めている
- ・ 直接事業所管大臣に情報を提出する手続きの対象となる情報は次のとおり
  - ✓ 議決権保有者の国籍等
  - ✓ 役員の生年月日及び国籍等
  - ✓ 外国政府等との取引が売上高の 25%以上を占める場合の当該外国政府等の名称及び取引高の割合
  - ✓ リスク管理措置の一部<sup>5</sup>
  - ✓ 導入に携わる者が個人である場合の国籍等
- ・ 具体的な手続きフローについては内閣府が公開している「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」を参照のこと

#### (1) 導入に係る作成・届出の流れ

- ・ 届出を要する類型のうち、「導入」に係るものについて解説する
- ・ 特定重要設備の導入に際しては、主務省令の「様式第四(一)」を用いて、導入等計画書の作成・届出を行う必要がある。導入の時期は、特定重要設備を用に供する時点において判断される。すなわち、事業所管大臣における導入等計画書の審査を経た後、はじめて設備を用に供することが可能となる
- ・ 届出を行った導入等計画書に対して国から勧告があった場合には、勧告を受けた日から起算して 10 日以内に、事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を、主務省令の様式第六を用いて通知しなければならない

(補足 2.4-③)

#### 導入に係る導入等計画書を届出するタイミングに係る留意点

- ・ 特に中央監視制御システムの新設・更改工事においては、年単位の期間を要することも多く、一般的には、導入事業者が決定してから、システムを用に供する(「導入」)までの期間が長い
- ・ 国の勧告による契約内容の変更や契約解除等のリスクを低減する観点から、契約締結前に導入等計画書を届け出る場合には、短期間で届出する計画の作成が必要となるなど、調達～届出に係るスケジュールの検討において十分な留意が必要である
- ・ 一方、契約を締結した後に届出を行う場合には、導入等計画書の作成にかけられる期間は長くなるものの、既に工事等が開始されている場合もあり、変更や中止に係る勧告を受けた場合の対応(契約変更等)について事前に検討しておく必要がある

<sup>5</sup> 例えば、構成設備の供給者において実施される取組であり、特定重要設備の供給者との間の契約等において実施することとされているものについては、特定社会基盤事業者に開示することが困難な情報が含まれる場合がある



(補足 2.4-④)

#### 入札方式の違いによる作成・届出への影響について

- ・ 「最低価格落札方式」及び「総合評価落札方式」を採用した場合の審査のタイミングについては、「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における入札契約に係る制度の整合的な運用について(令和5年10月6日内閣府政策統括官(経済安全保障担当))」において、以下のとおり解説されている
  - 最低価格落札方式<sup>6</sup>では基本的に、落札者の決定後に導入等計画書についての審査が行われるため、審査の結果、当該落札者からの導入等の計画について「中止すべきこと」の勧告等が行われた場合には、再入札を始めとする入札契約に必要な手続を改めて実施する必要が生じ得る
  - 総合評価落札方式では、既存の入札契約に係る制度に基づく手続と本制度に基づく手続とを分離して実施すること、又は本制度に基づく審査結果を踏まえて総合評価により落札者を決定することが可能である。前者では最低価格落札方式と同様に再入札を始めとする入札契約に必要な手続を改めて実施する必要性を考慮した対応が求められる。後者の場合では、落札者決定基準に、本制度に基づく審査に係る記載を行う必要があることに留意が必要である
  - 入札時点においては、入札者が、構成設備の供給者等を決定しておらず、特定社会基盤事業者が当該情報を得られない場合も想定されるが、そのような場合においては、当該項目に関して「未定」と記載した上で、当該導入等計画書の届出を行うことも、入札契約に係る制度との整合的な運用の必要性に鑑み、認められる場合がある<sup>7</sup>

(補足 2.4-⑤)

#### 勧告等を受けた場合について

- ・ 特定社会基盤事業者は、勧告に対して応諾するもしくは応諾しない理由を、勧告の応諾等に関する通知書(様式第六)を作成の上、事業所管大臣に通知しなければならない
- ・ 勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書に所定の書類を添付し、事業所管大臣に様式第四(一)をもって届出を行う
- ・ 当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合又は理由を通知しなかった場合、応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を事業所管大臣に届け出ることとなる
- ・ 審査の結果、「導入の中止」等の勧告がなされた場合で、最低価格落札方式等で既に導入事業者と契約をしている場合においては、契約の解除の検討を行うこととなるため、それに留意して手続を進める必要がある

<sup>6</sup> 一般競争入札を実施し、価格のみにより調達先を決定する場合であって、最低の価格を入札した者を落札者とする方式(以下「最低価格落札方式」という。)

<sup>7</sup> 構成設備の供給者が決定され次第、当該構成設備に関する事項について、法第54条第1項の規定による「導入等計画書の重要な変更の案」の届出を行い、審査を受ける必要がある

## (2) 重要維持管理等の委託に係る作成・届出の流れ

- ・ 届出を要する類型のうち、「重要維持管理等」に係るものについて解説する
- ・ 委託により重要維持管理等を行う場合、当該重要維持管理等を開始する時点までに導入等計画書「様式第四(二)」の作成・届出を行い、事業所管大臣における導入等計画書の審査を経る必要がある
- ・ 導入等計画書の届出後は、国による審査が完了するまでは禁止期間として重要維持管理等に該当する委託の業務が開始できないため、これを踏まえたスケジュールを立てる必要がある(補足 2.4-⑥参照)
- ・ 届出を行った導入等計画書に対する勧告があった場合、勧告を受けた日から起算して 10 日以内に、事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を通知しなければならない

### (補足 2.4-⑥)

#### **重要維持管理等の導入等計画書を届出するタイミングに係る留意点**

- ・ 毎年度契約している監視制御システムの保守点検業務などにおいても、都度の届出を要するが、事業者決定後に導入等計画書を作成し届出を行う場合は委託が開始される前に審査を終了させる必要がある、これは短期間になることも想定されることから、審査の期間を見込んで、委託業務の開始までに余裕を持たせた契約スケジュールを検討することも考えられる
- ・ 特に、一般競争入札によって契約相手方を選定する場合には、契約相手方(の候補)が定まり、導入等計画書の記載に必要な情報が得られるようになってから、委託業務の開始までのスケジュールが非常にタイトになることも想定されるため、調達～届出に係るスケジュールの検討において十分留意が必要である

### (補足 2.4-⑦)

#### **入札方式の違いによる作成・届出の流れについて**

- ・ 基本的に、補足 2.4-④で示した導入時の留意事項と同様である
- ・ 特定重要設備の重要維持管理等では随意契約を行っている実例もあるところ、随意契約予定の重要維持管理等事業者の導入等計画書の作成手続きについて、必要に応じて、事業所管大臣に対して事前に相談を行うことも検討しうる(導入を随意契約で進める場合も同様)

### (補足 2.4-⑧)

#### **審査の結果、勧告等を受けた場合について**

- ・ 勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書に所定の書類を添付し、事業所管大臣に様式第四(二)をもって届出を行う
- ・ 用いる様式以外については、基本的に、補足 2.4-⑤で示した導入に際して勧告を受けた場合の留意事項と同様である

(3) 導入・重要維持管理等を一括して行う場合（DBO方式等を採用した場合等）の作成・届出の流れ

- ・ DBO等の方式<sup>8</sup>で、監視制御システムのシステム構築と、構築後の保守点検や運転管理(操作)に係る契約を一括で行う場合がある。これに対象設備が含まれ、制度上の導入と重要維持管理等の両方に該当する場合、それぞれシステムを用に供する導入の時点まで、あるいは重要維持管理等に該当する委託業務の開始までに、導入等計画書を作成・届出し、国による審査が完了していることが必要となる
- ・ 契約相手方がSPC(特別目的会社)やJV(共同企業体)の場合であっても、基本的な作成・届出の流れは導入・重要維持管理等それぞれの流れと同様である

(補足 2.4-⑨)

- ・ DBO方式等<sup>10</sup>により、導入及び重要維持管理等の契約を一括で行うケースにおいては、特に契約から導入や重要維持管理等が行われる時点までが長期間に及ぶため、水道事業者とSPCやJV等の実施主体間で密に連携を取りながら、導入、重要維持管理等双方の導入等計画書の作成・届出を準備することが重要となる
- ・ また、実施主体の選定に当たっても、導入・重要維持管理等の項で解説したものと同様に、本制度に係る審査を選定後に実施するのか、本制度に係る審査結果を踏まえて選定を行うのかについては、特定社会基盤事業者にて検討を行う必要がある。この際、実際の導入や重要維持管理等までに長期間を要することを踏まえ、事前に届出のために十分な情報が揃えられるかどうかについて判断し、また届出した導入等計画書の変更への対応が必要になる可能性があることを考慮することが重要である

<sup>8</sup> DBO (Design Build Operate) 方式やコンセッションを含む各種PFI方式などにおいて該当しうる

## 2.5 導入等計画書作成に係る事前準備の詳細

本項では、導入等計画書の作成・届出までに必要となる諸手続きや要対応事項について示す。2.4 では導入等計画書の作成・届出～審査までの基本的な流れを示したが、迅速に作成・届出を行うためには導入及び重要維持管理等の委託の調達以前から準備を行う必要があると想定されることから、本項では特に導入及び重要維持管理等の委託に係る前工程（計画・設計プロセス）において実施することが望ましい諸手続き・留意事項について示す

### (1) 導入又は重要維持管理等を実施させる場合の諸手続き・留意事項

- ・ 工事や業務の計画・設計プロセスにおいて、導入等計画書の届出の要否を確認した上で、届出を要する場合においては、本制度への対応を前提として入札方式や届出のタイミング等を検討すべきことに留意する必要がある(表 2.5-1)

表 2.5-1 工事や業務の計画・設計プロセスにおける確認事項・留意事項

工程	確認事項	対応方法例
計画	導入等計画書の届出の要否	導入・重要維持管理等の対象設備を確認し、導入等計画書の届出が必要となるかを、国のガイドラインやQAを参照し、判断する
	現状の把握	現行の導入・重要維持管理等の委託について、導入等計画書の届出に必要な情報をあらかじめ整理する
設計	各入札方式の留意事項の確認	「2.6 入札方式の違いによる留意事項」等を参照し、入札方式の検討に際して、経済安全保障推進法上の留意点を確認する
	導入・重要維持管理等の開始までの流れの確認	「2.4 導入等計画書の届出に係る基本的な流れ」における、届出から審査までの流れを参考に、契約時期、導入の時期又は重要維持管理等の開始時期を確認し、届出のタイミングを検討・決定する

### (2) 導入及び維持管理を一括して行わせる場合（DBO等）の諸手続き・留意事項

- ・ 対象設備の導入及び重要維持管理等の委託を一括で行う場合においても、基本的な事項や対応方法例は(1)と同様であるが、設計に代わる導入可能性調査の工程において、**下線太字**として示した箇所が異なる(表 2.5-2)

表 2.5-2 導入及び重要維持管理等を一括で行わせる契約準備における確認事項・留意事項

工程	確認事項	対応方法例
計画	導入等計画書の届出の要否	導入・重要維持管理等の対象設備を確認し、導入等計画書の届出が必要となるかを、国のガイドラインやQAを参照し、判断する
	現状の把握	現行の導入・重要維持管理等の委託について、導入等計画書の届出に必要な情報をあらかじめ整理する
導入可能性調査	各入札方式の留意事項の確認	「2.6 入札方式の違いによる留意事項」等を参照し、入札方式を検討に際して、経済安全保障推進法上の留意点を確認する
	導入・重要維持管理等の開始までの流れの確認	「2.4 導入等計画書の届出に係る基本的な流れ」における、届出から審査までの流れを参考に、契約時期、 <b>導入の時期及び重要維持管理等の委託の開始時期の両方</b> を確認し、それぞれの届出のタイミングを検討・決定する

(3) 作成及び提出が必要な資料

- ・ 導入等計画書の届出においては、定められた様式に加え、所定の添付文書についても資料として提出することとなることから、事前に必要な資料の全体を把握し、準備する必要がある(表 2.5-3)
- ・ 有効期間又は有効期限のある資料については届出の日において有効なもの、その他の資料については届出の日の3か月以内に作成された資料を提出することとされている

表 2.5-3 届出に必要な資料の一覧

	必要な資料	備考
特定重要設備の導入を行う場合	様式第四(一)	—
	特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者の登記事項証明書	—
	供給者等の役員の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅券の写し</li> <li>・ 戸籍抄本の写し</li> <li>・ 戸籍記載事項証明書の写し</li> <li>・ 本籍の記載のある住民票の写し</li> </ul> のいずれか ※役員が外国人である場合は <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅券の写し</li> <li>・ 在留カードの写し</li> <li>・ 特別永住者証明書の写し</li> <li>・ その他の氏名、生年月日</li> </ul>	役員とは次に定めるものをいう <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社:取締役</li> <li>・ 持株会社:業務を執行する社員</li> <li>・ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合:理事</li> <li>・ 組合:組合員</li> <li>・ その他の法人等:上記に定めるものに準ずる者</li> </ul>

	必要な資料	備考
	及び国籍等を証する書類 のいずれか	
	導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項について、当該措置を講じていることを証する書類	経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説(令和6年2月16日内閣府政策統括官(経済安全保障担当))の第2部(リスク管理措置の解説)を参照のこと
特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合	様式第四(二)	—
	特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者の登記事項証明書	—
	供給者等の役員の ・ 旅券の写し ・ 戸籍抄本の写し ・ 戸籍記載事項証明書の写し ・ 本籍の記載のある住民票の写し のいずれか ※役員が外国人である場合は ・ 旅券の写し ・ 在留カードの写し ・ 特別永住者証明書の写し ・ その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類 のいずれか	役員とは次に定めるものをいう ・ 株式会社:取締役 ・ 持株会社:業務を執行する社員 ・ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合:理事 ・ 組合:組合員 その他の法人等:上記に定めるものに準ずる者
	重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項について、当該措置を講じていることを証する書類	経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説(令和6年2月16日内閣府政策統括官(経済安全保障担当))の第2部(リスク管理措置の解説)を参照のこと

## 2.6 入札の違いによる留意事項

- ・ 特定社会基盤事業者が導入・重要維持管理等事業者を選定する上では、経済安全保障推進法の手続と既存の入札に関する制度に基づく手続との間で支障が生じないようにする必要がある
- ・ 届出先については、6章の連絡先を参照のこと

### 2.6.1 留意事項（各入札方式共通）

「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における入札契約に係る制度の整合的な運用について（令和 5年 10月6日内閣府政策統括官（経済安全保障担当）」「3 公告し、又は 仕様書等に記載する事項について」「3-1 公告・仕様書等に盛り込む内容」においては、以下のとおりとされている。

特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託に当たって導入等計画書の審査を受ける必要があります。入札契約に関する制度等に基づき入札を実施する場合、制度の円滑な運用及び入札者の予見性の確保等のためには、あらかじめ本制度に基づく審査があることその他必要な事項を公告するとともに、導入等計画書の作成に当たって必要な事項その他必要な事項を仕様書等に明記しておく必要があります。

#### <公告・仕様書等に明記する事項>

- ・ 導入等計画書の作成のため、導入等計画書の記載事項を充足させるための情報の提出が求められること
- ・ 本制度に基づく審査の結果、仕様書に記載した事項に追加した対応が求められる場合があることや、落札者決定基準に基づき落札者とされない場合があること
- ・ 入札時点で構成設備の供給者等が決定していない場合には、当該構成設備の供給者等が決定した後に、同様の審査を受ける必要があること
- ・ 落札・契約後であっても、仕様書に記載した事項に追加した対応が求められる場合があることや契約解除をされる場合等があること

また、上記のとおり、落札・契約後であっても、仕様書に記載した事項に追加した対応が求められる場合があることや契約解除をされる場合等があることから、あらかじめ、このような場合における対応を契約において盛り込むといった対策を講じることが考えられます。

#### <公告・仕様書等における記載の例>

- ① 本件調達の対象となる設備は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第 43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 50条第 1項に定める特定重要設備に該当し、発注者は同項の特定社会基盤事業者に該当します。そのため、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要があります。入札者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなるほか、審査の結果、落札者とされない場合があります。
- ② 入札時点において、本件調達の対象となる設備の構成設備の供給者が決定していない場合には、入札者は、提出が求められる事項のうち構成設備の供給者に関する事項については、

決定した後に提出をすることができます。その場合は、構成設備の供給者が決定次第、遅滞なく当該事項の提出をする必要があります。

- ③ 特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合があります。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性があります。

以下の項目では、入札の方式ごとの留意事項について示す。

## 2.6.2 留意事項（最低価格落札方式）

- ・ 最低価格落札方式では、落札者を決定してから当該落札者に対して、特定社会基盤事業者が事業所管大臣に導入等計画書を届け出ることが想定されるため、導入等計画書について審査の結果、「導入の中止」又は「重要維持管理等の中止」等の勧告がなされる場合があります、その場合は契約に至らなかったり、契約解除及び再入札を実施する必要が生じる
- ・ 導入・重要維持管理等事業者となる者に対して、特定社会基盤事業者から追加的な対応が求められる場合があることや落札者とされないことまたは契約解除をされる可能性があることについて伝達するため、公告、仕様書、契約書等の関係する書類上でこれらについて明記する必要があります

### （補足 2.6-②）

- ・ 最低価格落札方式においては、落札事業者の選定に、国による経済安全保障の審査結果を反映することができない。このような場合の入札と審査の関係や手続きの流れのイメージを図 2.6-1 に示す
- ・ なお、総合評価落札方式の場合でも、事業者の選定において国による経済安全保障の審査結果を含めないケースもあり、この場合も図 2.6-1 の流れとなることが想定される

## （1）入札公告

### 1) 一般的事項

- ・ 入札公告において最低価格で落札者となった後、審査の結果によっては契約を締結ができない可能性又は契約を締結した場合であっても契約解除される可能性がある旨を記載する

### 【記載例】

- 特定社会基盤事業者は、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要がある。そのため、入札者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなるほか、審査の結果、他に手段がないときは契約解除をされる場合等がある。



## 2) 公募スケジュール

- ・ 通常のスケジュールに、落札者決定後に導入等計画書の届出に係る審査が行われる旨をスケジュールに記載する

### 【日程の留意事項と内容の記載例】

日程	内容
令和 X 年 Y 月 Z 日	入札説明書等の交付
本件開札後	予定価格の公表
質疑及び回答の最終回答日の翌日	最低制限価格の公表
質問受付期間を記載 回答日を記載	入札説明書等に対する質問期間及び回答日
期間を記載	入札参加申請の期間
結果通知日を記載	参加資格結果通知
請求期限を記載	理由請求(参加資格なし)
交付期間を記載	設計図書等の交付
質問受付期間を記載 回答日を記載	設計図書等に対する質問期間及び回答日
提出期間を記載 開札日時を記載	入札書の提出及び開札
質疑期間を記載 回答日を記載	予定価格(設計金額)に対する質疑及び回答
公表時期を記載	入札結果の公表
提出期限を記載	落札者の提出書類(導入等計画書の記載にあたり必要な情報)
<b>審査期間を記載</b> <b>(30日*~最大4か月が必要な旨を記載)</b> ※短縮もあり得る	<b>導入等計画書の審査</b>
<b>審査終了後*に締結</b> ※審査期間が契約締結後までかかる場合もあり得る	<b>契約締結</b>
<b>工事期間を記載</b>	<b>工事期間</b>

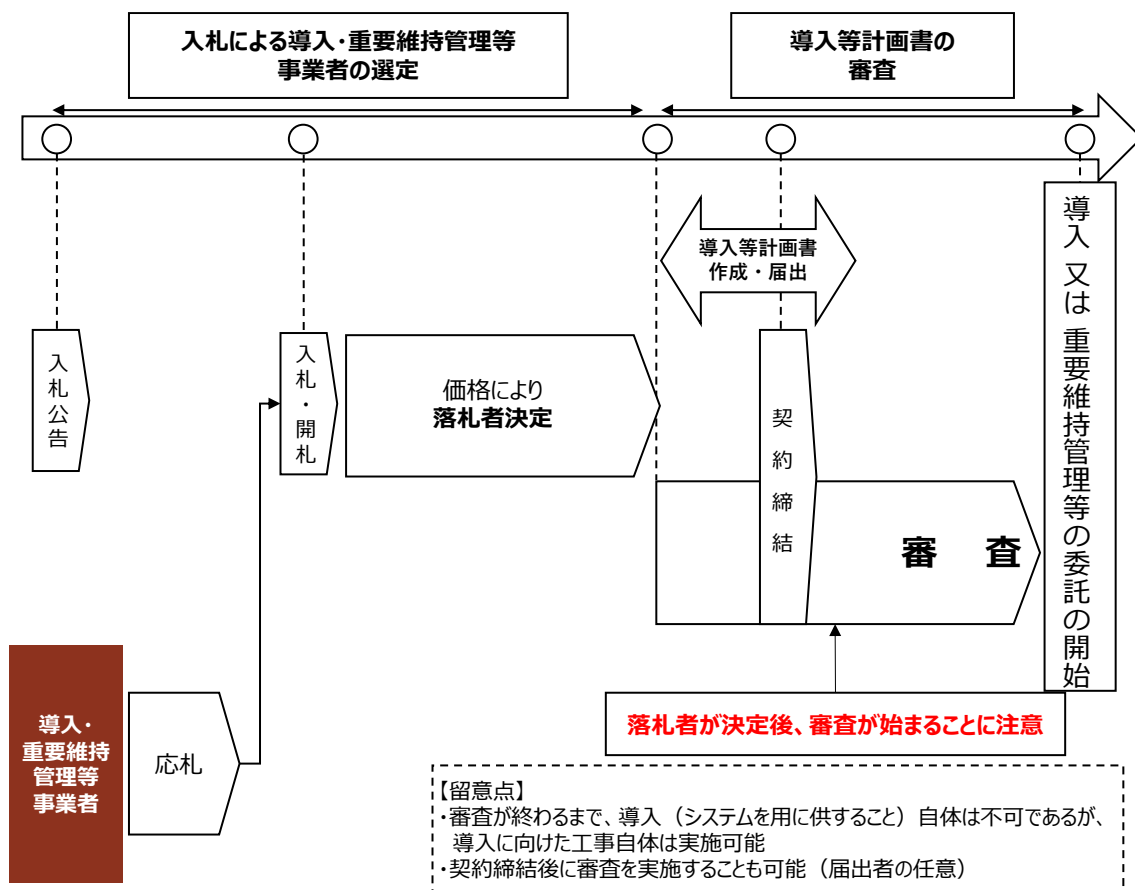


図 2.6-1 最低価格または総合評価落札方式の届出・審査の流れ

(導入・重要維持管理等事業者の選定に経済安全保障の審査の観点を含めない場合)

### 2.6.3 留意事項（総合評価落札方式）

総合評価落札方式や公募型プロポーザル方式のように価格＋提案に基づいて審査する方式の場合、提案の評価について、国による審査結果を、事業者選定の観点として「含めない場合」と「含める場合」の2パターンが想定される

#### 2.6.3.1 導入・重要維持管理等事業者の選定に国の審査結果を観点として含めない場合

- ・ 前述のとおり、最低価格落札方式と同様に、落札者が決定してから特定社会基盤事業者が事業所管大臣に導入等計画書を届出するため、導入等計画書の審査の結果、「導入の中止」又は「重要維持管理等の中止」等の勧告がなされる場合があり、その場合は契約解除又は再入札を実施する必要が生じる(図 2.6-1)
- ・ 導入・重要維持管理等事業者に対して、特定社会基盤事業者から追加的な対応が求められる場合又は落札者とされない若しくは契約解除をされる場合等がある旨を入札公告、仕様書又は契約書等に明記する必要がある
- ・ 入札公告についてのスケジュールについては、最低価格落札方式での留意事項と同様に、落札後に導入等計画書の審査が行われる旨を記載する

(1) 入札公告

1) 公募スケジュール

- ・ 通常のスケジュールに、落札者決定後に導入等計画書の届出に係る審査が行われる旨をスケジュールに記載する

【日程の留意事項と内容の記載例】

日程	内容
令和 X 年 Y 月 Z 日	参加募集の公告
期間を記載	応募の受付期間
期間を記載	仕様書等に関する質疑書の提出期間
回答期日を記載	仕様書等に関する質疑書の回答期日
期間を記載	現地調査及び完成図書の閲覧申込期間
通知日を記載	現地調査及び完成図書の閲覧日程通知
期間を記載	現地調査及び完成図書の閲覧期間
結果通知日を記載	参加資格及び第一次審査結果通知
請求期限を記載	理由請求(参加資格なし)
期間を記載	技術提案書等の受付期間
通知日を記載	プレゼンテーション開催通知
開催日を記載	プレゼンテーション開催日
通知日を記載	審査結果(落札者決定)通知
提出期限を記載	落札者の提出書類(導入等計画書の記載にあたり必要な情報)
予定日を記載	契約締結予定日
<b>審査期間を記載</b> <b>(30日*~最大4か月が必要な旨を記載)</b> ※短縮もあり得る	<b>導入等計画書の審査</b>
工事期間を記載	工事期間

2.6.3.2 導入・重要維持管理等事業者の選定に国の審査結果を観点として含める場合

- ・ 特定社会基盤事業者の落札者決定基準に経済安全保障の観点を含める場合、入札に応募する者は、技術等提案書と合わせて導入等計画書の審査に関する内容を特定社会基盤事業者に提出する(図 2.6-2)
- ・ 特定社会基盤事業者は提出された導入等計画書の審査に関する内容を基に導入等計画書を作成し、事業所管大臣に届出を行う

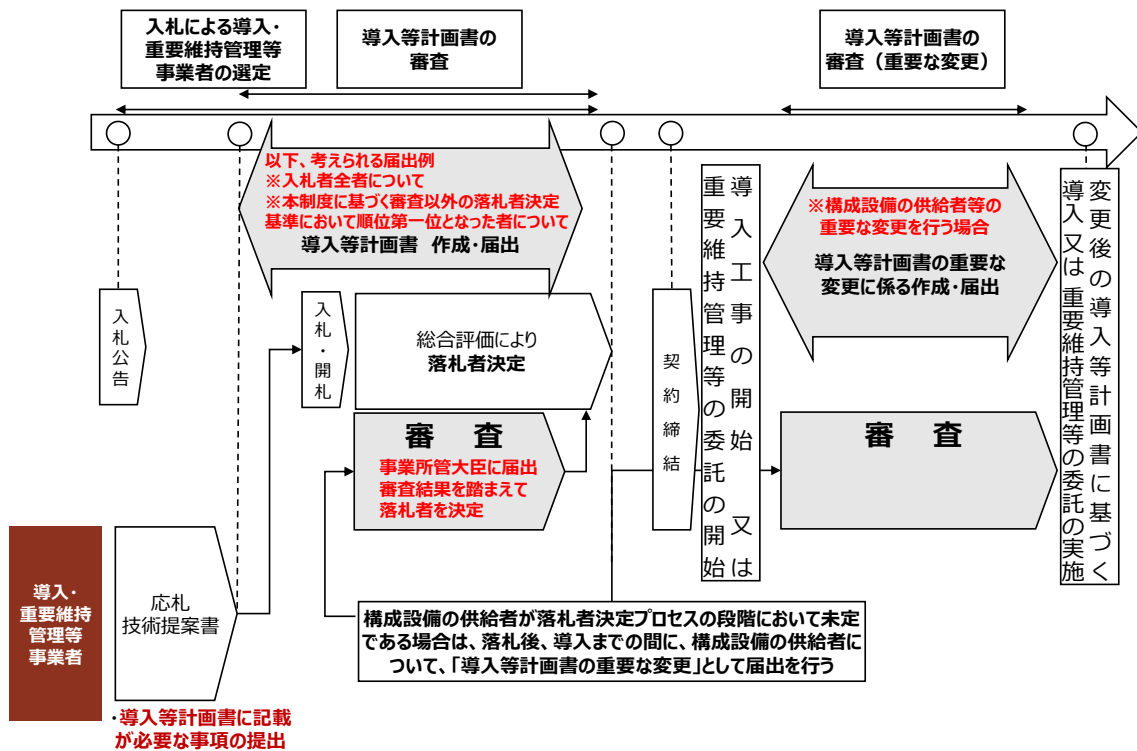


図 2.6-2 総合評価落札方式における届出・審査の流れ  
(導入・重要維持管理等事業者の選定に経済安全保障の審査を含める場合)

(1) 入札公告

1) 提案書の審査の基準の設定

- ・ 選定プロセス時に通常の評価に加え、並行して経済安全保障推進法に係る国の審査を受け、その結果を反映することが考えられる
- ・ その場合、下記の記載例を参考に入札公告の時点で提案書審査の基準を設定しておくことが想定される
- ・ 提案書の審査基準の記載内容については事業所管大臣に相談することが可能である

【落札者決定基準の記載例】

- 経済安全保障推進法に基づく審査の結果、導入を「中止すべきこと」等の勧告が行われていないか

2) 公募スケジュール

- ・ 通常の入札による審査期間について、導入等計画書の審査を考慮した期間にする必要がある

【日程の留意事項と内容の記載例】

日程	内容
令和X年 Y月 Z日	参加募集の公告
期間を記載	応募の受付期間
期間を記載	仕様書等に関する質疑書の提出期間
回答期日を記載	仕様書等に関する質疑書の回答期日
期間を記載	現地調査及び完成図書の閲覧申込期間
通知日を記載	現地調査及び完成図書の閲覧日程通知
期間を記載	現地調査及び完成図書の閲覧期間
結果通知日を記載	参加資格及び第一次審査結果通知
請求期限を記載	理由請求(参加資格なし)
期間を記載	技術提案書及び導入等計画書の記載にあたり必要な情報に係る提出書類等の受付期間
通知日を記載	プレゼンテーション開催通知
開催日を記載	プレゼンテーション開催日
<b>審査期間を記載</b> <b>(※30日～最大4か月が必要な旨を記載)</b>	<b>導入等計画書の審査</b>
<b>通知日を記載</b> <b>令和〇年△月□日～A月B日までの間に通知する。</b> <b>(※導入等計画書の審査終了後に通知するため、期間を記載する。)</b>	<b>最終審査結果(落札者決定)通知</b>
<b>結果通知後すみやかに締結</b>	<b>契約締結予定日</b>
<b>工事期間を記載</b>	<b>工事期間</b>

2.6.4 留意事項（随意契約方式）

- ・ 随意契約方式を採用する場合には、他の調達形式よりも早期に契約相手方が把握できる場合も考えられるため、契約に先立ち、早期に導入等計画書の作成に必要な情報の提出を依頼することが考えられる
- ・ 随意契約予定の導入・重要維持管理等事業者の導入等計画書に係る情報について、必要に応じて、事業所管大臣に対して事前に相談を行うことも考えられる

### 3. 導入等計画書の作成要領

導入等計画書は、特定重要設備の導入の場合には主務省令に定められた様式第四(一)に、重要維持管理等の委託については同じく様式第四(二)にそれぞれよるものとされている。本章においては、これら様式の記載要領及び記載例について示す。本章及び各様式の記載上の注意等を参照し、適切に記載することが求められる

#### 3.1 特定重要設備の導入を行う場合<sup>9</sup>

##### (1) 特定重要設備の概要

様式第四(一)に以下 5 点を記載すること。記載上の注意は様式第四(一)を参照すること。

- ・ 特定重要設備の種類
- ・ 特定重要設備の名称
- ・ 特定重要設備の機能
- ・ 特定重要設備を設置する場所
- ・ 特定重要設備を使用する場所

##### 【記載例】

特定重要設備の種類	例) 浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム
特定重要設備の名称	例) ○○浄水場の中央監視制御システム
特定重要設備の機能	例) 浄水処理の工程の中央監視、及び工程の制御に係る操作の機能(○○浄水場及び××浄水場を対象とするもの)
特定重要設備を設置する場所	例) 東京都※
特定重要設備を使用する場所	例) 東京都※

※「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説(令和6年2月 16 日内閣府政策統括官(経済安全保障担当))」において少なくとも都道府県単位で記載することとされている

##### (2) 特定重要設備の導入の内容及び時期

様式第四(一)に以下 2 点を記載すること。記載上の注意は様式第四(一)を参照すること

- ・ 特定重要設備の導入の内容(導入の目的、導入に携わる者に関する事項(名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法等、導入との関係))  
 なお、「導入に携わる者」とは、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者が該当する。また、特定重要設備の供給者とは、必ずしも契約の相手方を指しているのではなく、「特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者」を指す(補足 3.1-①参照)。
  - (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網

<sup>9</sup> 様式第四(一)

<p>の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者</p> <p>(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であつて、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者</p> <p>・ 特定重要設備の導入の時期</p>
--

【記載例】

内容	導入の目的		例) 過去に整備した同様のシステムの更新のため
	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名	例) 株式会社 A(代表者:水道 太郎)
		住所	例) 〒xxx-xxxx 東京都千代田区〇〇 1-2-3
		設立準拠法 等	例) 日本
	導入との関係	例) システムのセキュリティテストを実施する者	
時期	例) 2025 年 4 月(予定)※		

※「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説(令和6年2月16日閣府政策統括官(経済安全保障担当))」において、導入の時期については、原則として、その年月日を正確に記載することが必要とされ、ただし、導入等計画書の届出時点で特定重要設備の導入の時期が未定である場合には、想定される時期とともに「予定」と記載することも可能であるとされている。その上で、その時期や期間が確定した場合(届出書から「予定」の文言を削除するとともに、確定した年月日に変更を行う場合)には、法第54条第4項に基づく報告が必要となる

<p>(補足 3.1-①)</p> <p><b>導入に携わる者の考え方</b></p> <p>・ 次のいずれかに該当する者は「導入に携わる者」として導入等計画書に一定の情報の記載が必要となる</p> <p>(1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者</p> <p>(2) 特定重要設備についてのサイバーセキュリティ対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施し、その機能に変更を及ぼし得る者</p> <p>・ 例えば、リスク管理措置の一環として、特定重要設備に対するセキュリティテストを実施する場合には、これを行う者は「導入に携わる者」となることが想定される</p>
--

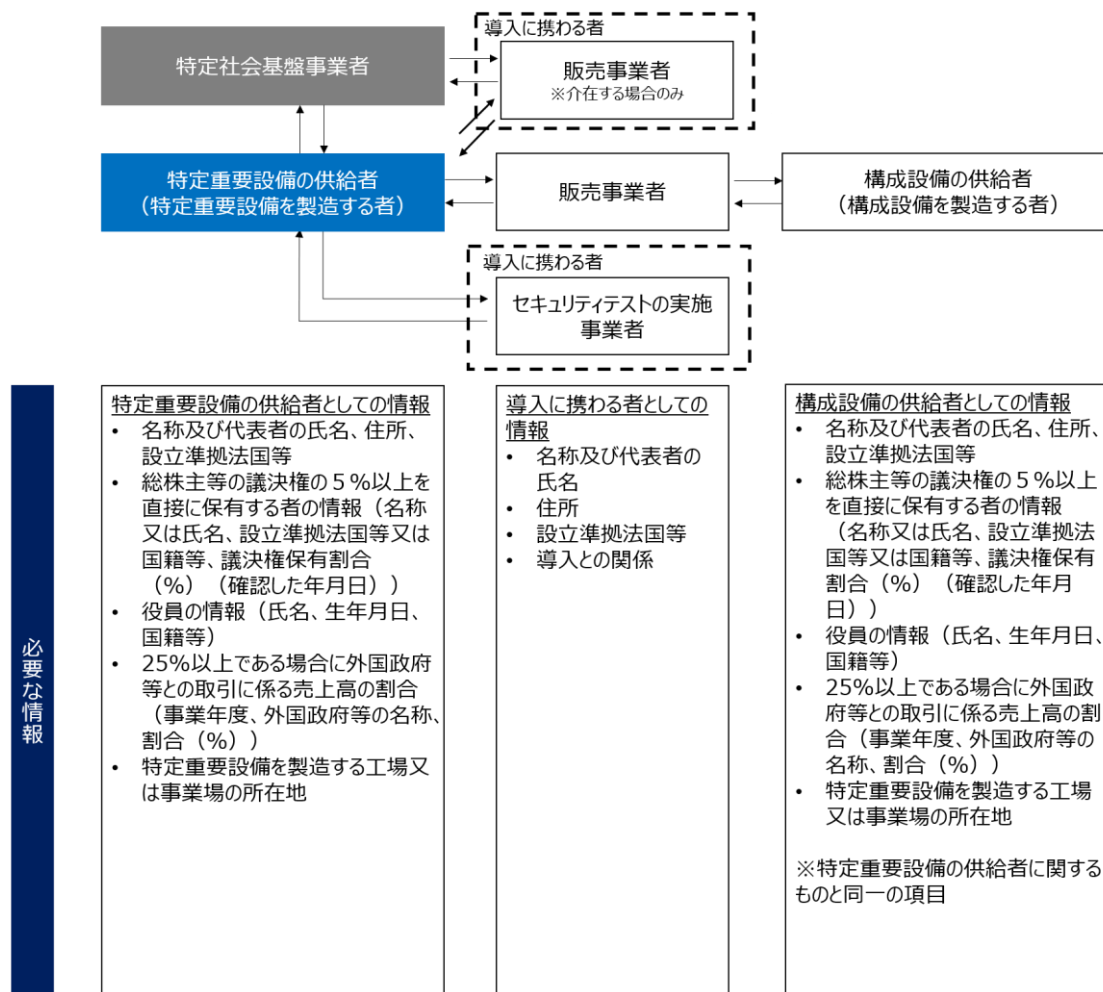


図 3.1-1 導入に携わる者の一例

(3) 特定重要設備の供給者に関する事項

様式第四(一)に以下5点を記載する。記載上の注意は様式第四(一)を参照すること。

なお、特定重要設備の供給者とは、必ずしも契約の相手方を指しているのではなく、「特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者」を指す(補足 3.1-②参照)。

- 特定重要設備の供給者(名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等)
- 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%) (確認した年月日))
- 特定重要設備の供給者の役員(氏名、生年月日、国籍等)
- 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%))
- 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

➤ 「供給者の役員」とは以下の①から⑦に掲げるものとする。なお、届出が必要な役員等は特定重要設備の供給者の役員であり、特定重要設備の供給者の親会社の役員は含まない

① 株式会社:取締役、執行役



- ② 持分会社:業務執行社員
- ③ 一般社団法人:理事
- ④ 一般財団法人:理事
- ⑤ 中小企業等協同組合:理事
- ⑥ 民法組合:組合員
- ⑦ その他の法人又は団体:①から⑥までに定める者に準ずる者

➤ 「外国政府等」とは以下の①から⑤に掲げるものとする

- ① 外国の政府
- ② 外国の政府機関
- ③ 外国の地方公共団体
- ④ 外国の中央銀行
- ⑤ 外国の政党その他政治団体

なお、国営企業又は公営企業、国公立の大学・研究機関、国連その他の国際機関については、政府と別の法人格を有している限り、原則「外国政府等」に該当しない。日本の独立行政法人等に相当する公的組織は「外国政府等」に該当する可能性がある。日本の独立行政法人は独立行政法人通則法において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされている。

(補足 3.1-②)

#### **特定重要設備の供給者の考え方**

- ・ 特定重要設備の供給者を図 3.1-2 に青枠で示す
- ・ 特定重要設備を製造する者(機能が充足された状態のものを製造又は供給する者)が特定重要設備の供給者となる

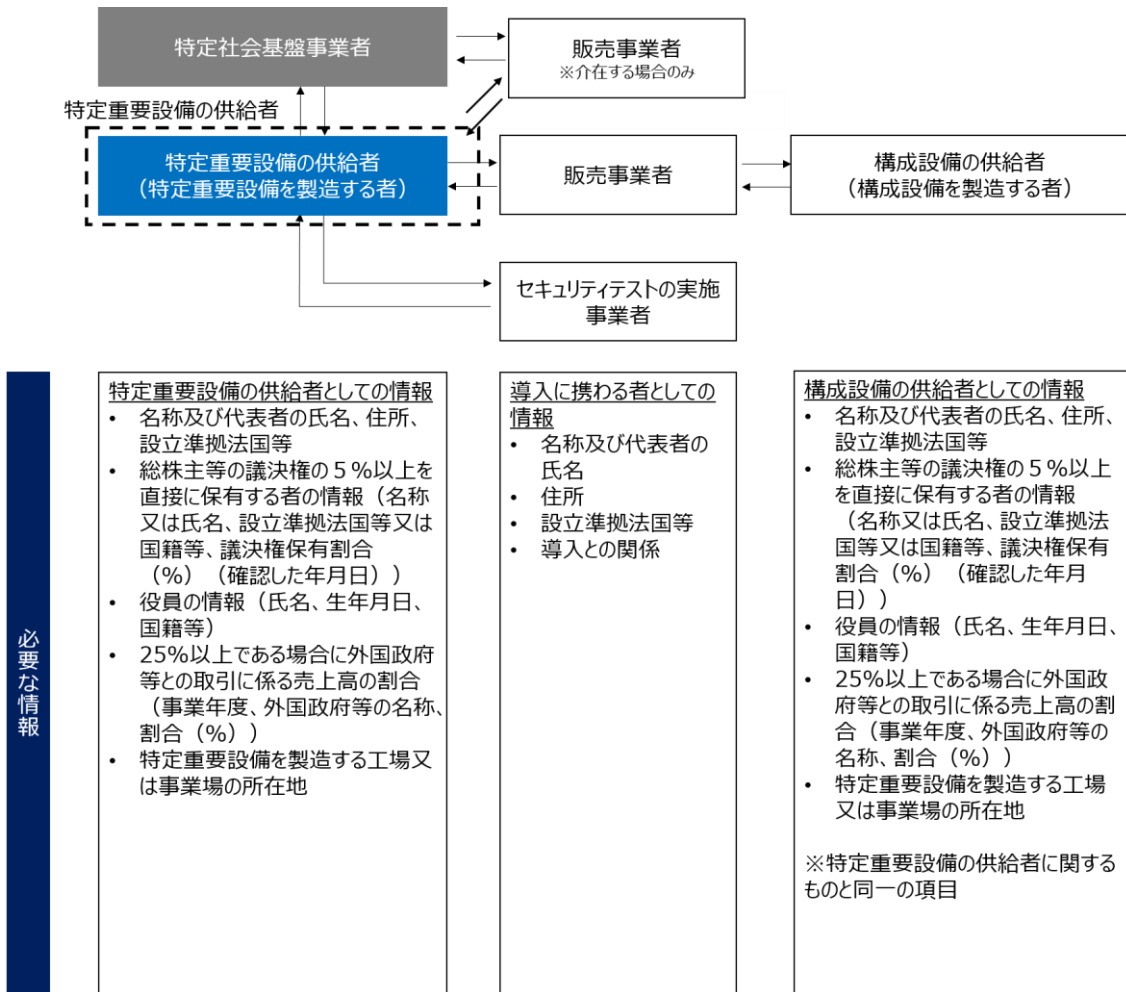


図 3.1-2 特定重要設備の供給者についての考え方

【記載例】

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	例) 株式会社 A (代表者: 水道 太郎)
住所	例) 〒xxx-xxxx 東京都千代田区〇〇 1-2-3
設立準拠法国等	例) 日本国

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①	例) 株式会社 A	例) 日本	例) 6.12% (2024年4月1日)
②	例) 水道 太郎	例) アメリカ合衆国	例) 5.38% (2024年4月1日)

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①	例) 浄水 花子	例) 1975 年 1 月 1 日	例) 日本
②	例) 水道 太郎	例) 1980 年 2 月 1 日	例) アメリカ合衆国

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

2021 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の 3 年間 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 、該当なし <input type="checkbox"/>		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)
2021 年●月●日 ～2022 年●月●日	アメリカ合衆国	27%
2020 年●月●日 ～2021 年●月●日	アメリカ合衆国	25%

※該当しない場合は「該当なし」にチェックのみ

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の 所在地	例) 日本
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>

(4) 構成設備に関する事項

<p>様式第四(一)に以下 6 点を記載すること。記載上の注意は様式第四(一)を参照すること。 なお、構成設備の供給者とは、必ずしも契約の相手方を指しているのではなく、「構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者」を指す(補足 3.1-③参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要(構成設備の種類、構成設備の名称、構成設備の機能)</li> <li>・ 供給者(名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等)</li> <li>・ 供給者の株主等の議決権の 5%以上を直接に保有する者(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%)(確認した年月日))</li> <li>・ 供給者の役員(氏名、生年月日、国籍等)</li> <li>・ 供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%))</li> <li>・ 製造する工場又は事業場の所在地</li> </ul> <p>➢ 「構成設備の種類」は以下 4 点のうち該当する種類を記載すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア</li> <li>2) 1)に掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム(監視及び制御に係る</li> </ol>
--

ものに限る)

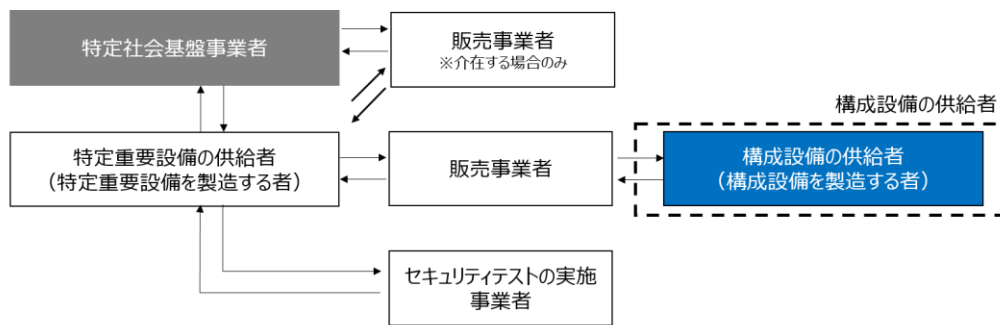
3) 1)に掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア(監視及び制御に係るものに限る)

4) 1)に掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション(監視及び制御に係るものに限る)

(補足 3.1-③)

**構成設備の供給者の考え方**

- ・ 構成設備の供給者を図 3.1-3 に青枠で示す
- ・ 構成設備を製造する者製造する者(機能が充足された状態のものを製造又は供給する者)が構成設備の供給者となる



必要な情報

**特定重要設備の供給者としての情報**

- ・ 名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等
- ・ 総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者の情報(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%) (確認した年月日))
- ・ 役員の情報(氏名、生年月日、国籍等)
- ・ 25%以上である場合に外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%) )
- ・ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

**導入に携わる者としての情報**

- ・ 名称及び代表者の氏名
- ・ 住所
- ・ 設立準拠法国等
- ・ 導入との関係

**構成設備の供給者としての情報**

- ・ 名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等
- ・ 総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者の情報(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%) (確認した年月日))
- ・ 役員の情報(氏名、生年月日、国籍等)
- ・ 25%以上である場合に外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%) )
- ・ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

※特定重要設備の供給者に関するものと同一の項目

図 3.1-3 構成設備の供給者についての考え方

**【記載例】**

(1) 概要

構成設備の種類	例) 浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するためのサーバー
構成設備の名称	例) ●●サーバー(品名又は型番等が特定できる場合には記載)

構成設備の機能	例) 電子計算機として、浄水施設の浄水工程の全体的な稼働・運転情報を監視端末において集中的に表示するための機能と、端末経由で浄水工程の各種設備の制御に係る操作を行う機能を提供する
---------	---

(2) 供給者

名称及び代表者の氏名	例) 株式会社 A(代表者:水道 太郎)
住所	例) 〒xxx-xxxx 東京都千代田区〇〇 1-2-3
設立準拠法	例) 日本

(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①	例) 株式会社 A	例) 日本	例) 6.12% (2024年4月1日)
②	例) 水道 太郎	例) アメリカ合衆国	例) 5.38% (2024年4月1日)

(4) 供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①	例) 浄水 花子	例) 1975年1月1日	例) 日本
②	例) 水道 太郎	例) 1980年2月1日	例) アメリカ合衆国

(5) 供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

2021年4月1日～2024年3月31日の3年間 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 、該当なし <input type="checkbox"/>		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)
2021年度(●年●月～●年●月)	アメリカ合衆国	27%
2022年度(●年●月～●年●月)	アメリカ合衆国	25%

※該当しない場合は「該当なし」にチェックのみ

(6) 製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	例) 日本
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認した。	<input checked="" type="checkbox"/>

(5) 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第四(一)に記載している特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る 17 項目についてチェックを行い、当該措置を講じていることを証する書類を添付する。記載上の注意は様式第四(一)を参照のこと なお本事項は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、様式で示している措置の全てを常に講ずることを求めるものではないことに留意。また、特定重要設備が複数ある場合は、チェックリストの項目に記載のあるリスク管理措置を講じている、またはその項目と同等のリスク管理を実施している構成設備の「種類」と「名称」を、備考欄に明記する</li> <li>・ 各項目の解説は内閣府が公開している「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説 第2部」を参照のする なお、当該措置を講じていることを証する書類は、内閣府が公開している「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説 第2部」に例示するもの以外であっても、同等の内容を担保できている書類であれば問題ない</li> </ul>
--

【記載例】

項目		備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	☑	

### 3.2 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合<sup>10</sup>

#### (1) 特定重要設備の概要

様式第四(二)に以下 5 点を記載する。記載上の注意は様式第四(二)を参照のこと	
・	特定重要設備の種類
・	特定重要設備の名称
・	特定重要設備の機能
・	特定重要設備を設置する場所
・	特定重要設備を使用する場所

#### 【記載例】

特定重要設備の種類	例) 浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム
特定重要設備の名称	例) ○○浄水場の中央監視制御システム
特定重要設備の機能	例) 浄水処理の工程の中央監視、及び工程の制御に係る操作の機能(○○浄水場及び××浄水場を対象とするもの)
特定重要設備を設置する場所	例) 東京都
特定重要設備を使用する場所	例) 東京都

#### (2) 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

様式第四(二)に以下 2 点を記載すること。記載上の注意は様式第四(二)を参照すること。	
・	重要維持管理等の委託の内容(目的、行わせる重要維持管理等の内容、重要維持管理等を行う場所)
・	重要維持管理等を行わせる時期又は期間

#### 【記載例】

重要維持管理等の委託の内容	目的	例) 対象となる特定重要設備の安定的な稼働を確保するため
	行わせる重要維持管理等の内容	例) ●●浄水場の監視制御サーバーの保守点検・維持管理業務
	重要維持管理等を行う場所	例) 東京都
重要維持管理等を行わせる時期又は期間	例) 2025年4月～2026年3月(予定)	

<sup>10</sup> 様式第四(二)

### (3) 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

様式第四(二)に以下4点を記載すること。記載上の注意は様式第四(二)を参照すること。

委託の相手方の考え方については補足3.2-①を参照すること。

- ・ 重要維持管理等の委託の相手方(名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等)
- ・ 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%)(確認した年月日))
- ・ 重要維持管理等の委託の相手方の役員(氏名、生年月日、国籍等)
- ・ 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%))

➤ 「委託の相手方の役員」とは以下の①から⑦に掲げるものとする

- ① 株式会社:取締役、執行役
- ② 持分会社:業務執行社員
- ③ 一般社団法人:理事
- ④ 一般財団法人:理事
- ⑤ 中小企業等協同組合:理事
- ⑥ 民法組合:組合員
- ⑦ その他の法人又は団体:①から⑥までに定める者に準ずる者

➤ 「外国政府等」とは以下の①から⑤に掲げるものとする

- ① 外国の政府
- ② 外国の政府機関
- ③ 外国の地方公共団体
- ④ 外国の中央銀行
- ⑤ 外国の政党その他政治団体

なお、国営企業又は公営企業、国公立の大学・研究機関、国連その他の国際機関については、政府と別の法人格を有している限り、原則「外国政府等」に該当しない。日本の独立行政法人等に相当する公的組織は「外国政府等」に該当する可能性がある。日本の独立行政法人は独立行政法人通則法において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされている。

(補足 3.2-①)

#### 委託の相手方の考え方

- ・ 委託の相手方を図 3.2-1 に青枠で示す



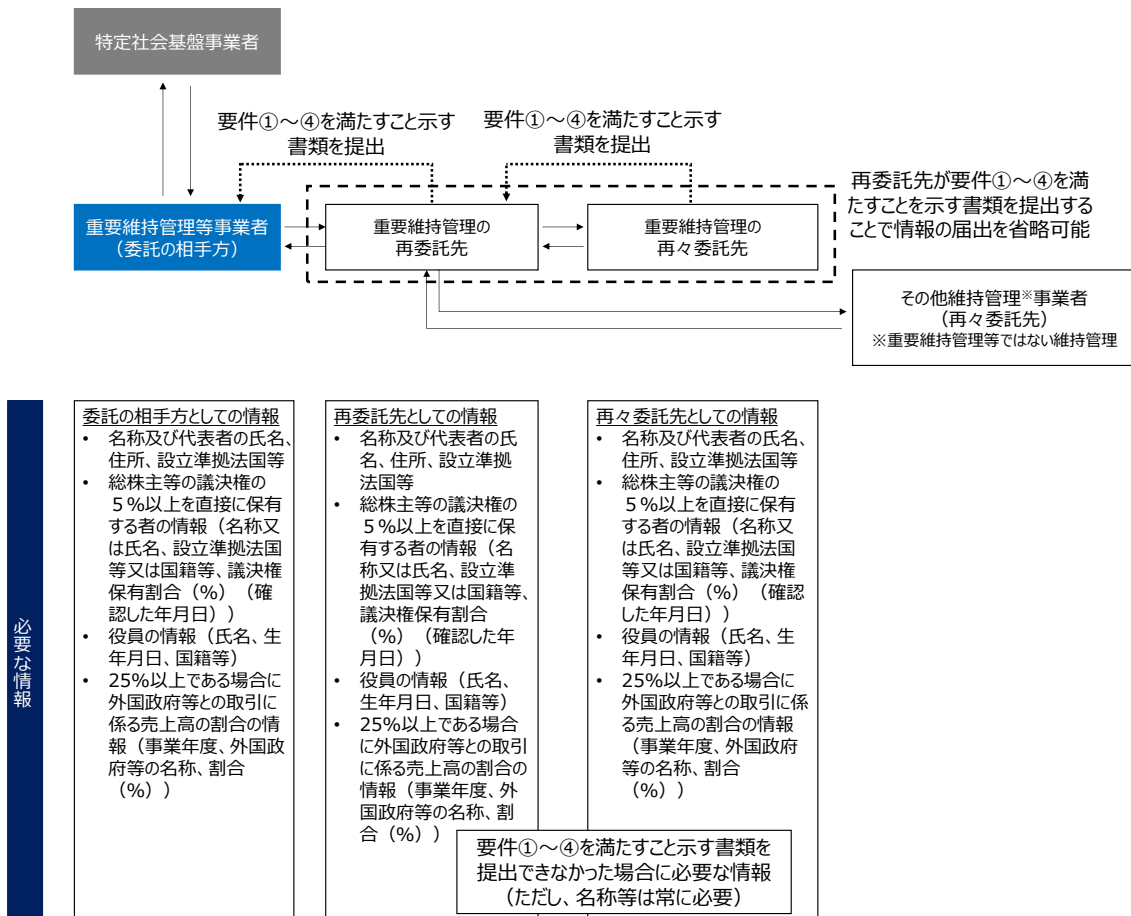


図 3.2-1 委託の相手方についての考え方

【記載例】

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	例) 株式会社 A (代表者: 水道 太郎)
住所	例) 〒xxx-xxxx 東京都千代田区〇〇 1-2-3
設立準拠法国等	例) 日本

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①	例) 株式会社 A	例) 日本	例) 6.12% (2024年4月1日)
②	例) 水道 太郎	例) アメリカ	例) 5.38% (2024年4月1日)

(3)重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①	例)浄水 花子	例)1975年1月1日	例)日本
②	例)水道 太郎	例)1980年2月1日	例)アメリカ

(4)重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

2021年4月1日～2024年3月31日の3年間 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 、該当なし <input type="checkbox"/>		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)
2021年度(●年●月～●年●月)	アメリカ合衆国	27%
2022年度(●年●月～●年●月)	アメリカ合衆国	25%

※該当ない場合は「該当なし」にチェックのみ

(4)重要維持管理等の再委託に関する事項

<p>様式第四(二)に以下5点を記載すること。記載上の注意は様式第四(二)を参照すること。 なお、特定の要件を満たす場合は、重要維持管理等の再委託に関する事項(当該重要維持管理等の再委託の相手方の名称に係る部分を除く)の記載を省略することができる(補足3.2-②参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>内容及び時期又は期間(行わせる重要維持管理等の内容、重要維持管理等を行う場所、重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間)</li><li>再委託の相手方(名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等)</li><li>再委託の相手方の株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者(名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等、議決権保有割合(%) (確認した年月日))</li><li>再委託の相手方の役員(氏名、生年月日、国籍等)</li><li>再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合(事業年度、外国政府等の名称、割合(%)</li></ul>
--

(補足 3.2-①)

**再委託先の情報の届出の省略についての考え方**

- ・ 以下の 4 つの要件の全てを満たす場合、導入等計画書 等にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、要件を満たした再委託に係る記載事項の一部と、要件を満たした再委託の相手方の役員に関する書類の添付を省略することが可能
- ・ 省略できる情報は、「再委託の内容及び時期又は期間(再委託先以降がある場合は、その内容や時期・期間も含む)」、「再委託の相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報」「再委託の相手方の役員に関する情報」、「再委託の相手方の外国政府等との取引に関する情報」

要件①	特定社会基盤事業者が、再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間を把握するための措置を講じていること
要件②	特定社会基盤事業者又は再委託した者が、再委託を受けた者が要件③及び要件④の措置を講じていることを確認するために必要な措置を講じていること
要件③	再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置を講じていること
要件④	再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査することとしていること

- ・ 情報の届出を省略することができる場合の例を図 3.2-2 に示す

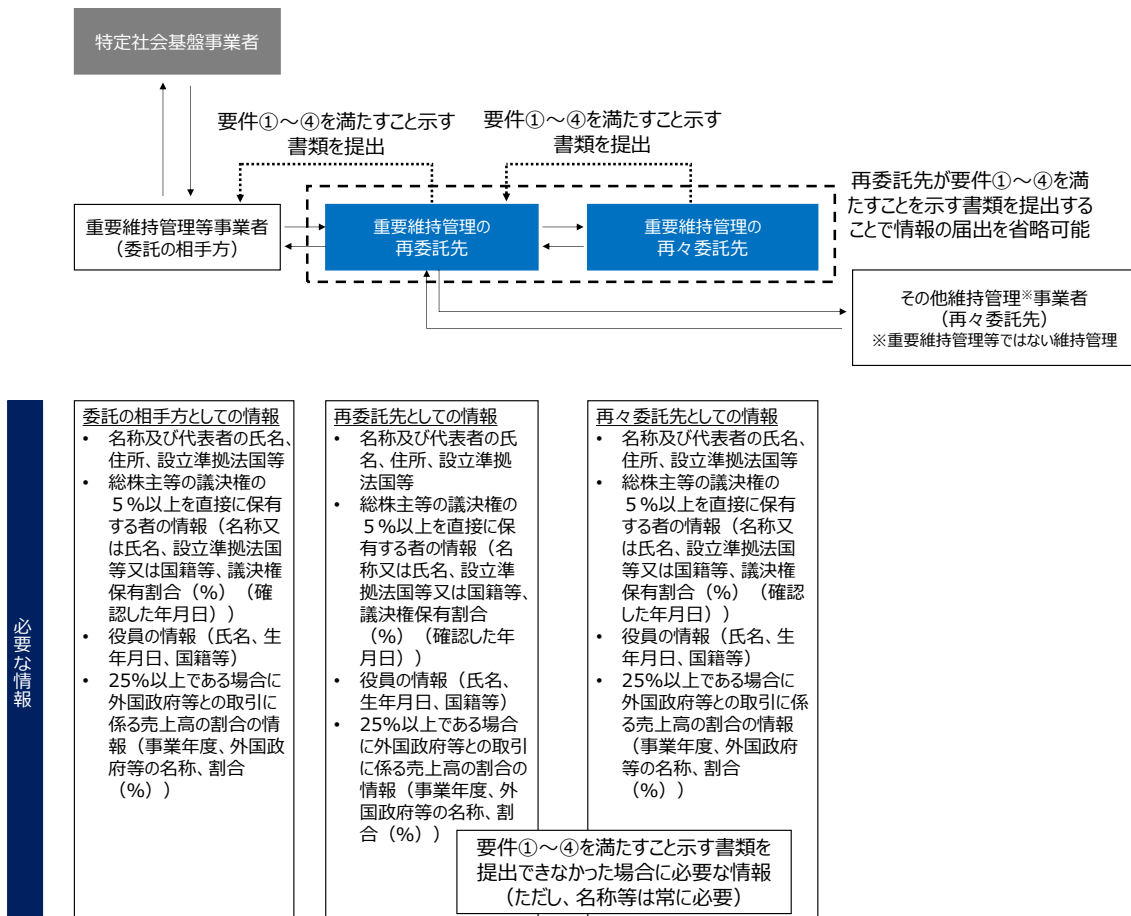


図 3.2-2 再委託の相手方の考え方と情報の届出を省略することができる場合の例

【記載例】

(1) 内容及び時期又は期間

行わせる重要維持管理等の内容	例) ●●浄水場の監視制御サーバーの保守点検・維持管理業務
重要維持管理等を行う場所	例) 東京都
重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間	例) 2025年4月1日～2026年3月31日(予定)

(2) 再委託の相手方

名称及び代表者の氏名	例) 株式会社 A(代表者:水道 太郎)
住所	例) 〒xxx-xxxx 東京都千代田区〇〇 1-2-3
設立準拠法国等	例) 日本

(3)再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①	例)株式会社 A	例)日本	例)6.12% (2024年4月1日)
②	例)水道 太郎	例)アメリカ	例)5.38% (2024年4月1日)

(4)再委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①	例)浄水 花子	例)1975年1月1日	例)日本
②	例)水道 太郎	例)1980年2月1日	例)アメリカ

(5)再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

2021年4月1日～2024年3月31日の3年間 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 、該当なし <input type="checkbox"/>		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)
2021年度	アメリカ合衆国	27%
2022年度	アメリカ合衆国	25%

※該当しない場合は「該当なし」にチェックのみ

(5) 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第四(二)に記載している特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る12項目についてチェックを行い、当該措置を講じていることを証する書類を添付する。記載上の注意は様式第四(二)を参照のこと なお本事項は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、様式で示している措置の全てを常に講ずることを求めるものではないことに留意</li> <li>各項目の解説は内閣府が公開している「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説 第2部」を参照のこと なお、当該措置を講じていることを証する書類は、内閣府が公開している「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説 第2部」に例示するもの以外であっても、同等の内容を担保できている書類であれば問題ない</li> </ul>
--

【記載例】

項目	備考
(1)委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託(再委託を含む。)を受けた者(その従業員等を含む。)によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	

項目		備考
<p>① 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。</p> <p>※再委託の相手方における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	

#### 4. 導入等計画書の変更時の手続き

本章では、既に届出をした導入等計画書について、導入を行う前や重要維持管理等を行わせる前、あるいは重要維持管理等を行わせる期間の終了前に、記載した内容を変更する場合の要領について示す。

##### 4.1 変更時に必要な対応

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備の導入や重要維持管理等の委託については、導入等計画書の届出後の禁止期間中及び審査を終え禁止期間が終了した後であっても、以下の①～③に該当する場合は導入等計画書の「重要な変更」として変更前に事前届出が必要となる場合や、事後報告が必要となる可能性がある             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定重要設備の導入を行う場合であって、届出後、導入を行う前に導入等計画書の内容を変更する場合</li> <li>② 特定重要設備の重要維持管理等(特定日に一回に限り操作を委託する場合など「導入」と同様に単発・継続性のない重要維持管理等)を委託して行わせる場合であって、届出後、重要維持管理等を行わせる前に導入等計画書の内容を変更する場合</li> <li>③ 特定重要設備の重要維持管理等(反復・継続的な重要維持管理等)を委託して行わせる場合であって、届出後、重要維持管理等を行わせる期間の終了前に導入等計画書の内容を変更する場合</li> </ul> </li> <li>・ どの手続きが必要となるかについては、変更の内容による。下表を参照し、必要な場合には遅滞なく手続きを行うこと</li> </ul>
--

##### <導入を行う場合の導入後計画書の変更>

法の条文	届出事項	変更の種類
特定重要設備の概要(§52Ⅱ①)	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
導入の内容(§52Ⅱ②イ)	特定重要設備の導入の目的、導入に携わる者の名称等	重要な変更
導入の時期(§52Ⅱ②イ)	導入の時期(特定重要設備を役務の提供の用に供する時点)	事後報告
特定重要設備の供給者に関する事項(§52Ⅱ②ロ)	供給者の名称、代表者の氏名(個人の場合は氏名)	・供給者の名称、氏名:重要な変更 ・代表者の氏名:事後報告
	供給者の住所	・国の変更:重要な変更 ・それ以外:軽微な変更
	供給者の設立準拠法 国等(個人の場合は国)	重要な変更

	<u>籍等</u> )	
	供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、 <u>設立準拠法国等又は国籍等</u> 、議決権保有割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権保有割合以外:事後報告</li> <li>・議決権保有割合</li> <li>-以下の①～④に該当する場合:事後報告</li> <li>-それ以外の場合:軽微な変更</li> <li>① 増加により新たに5%以上</li> <li>② 増加により新たに25%以上</li> <li>③ 増加により新たに3分の1以上</li> <li>④ 増加により新たに50%以上</li> </ul>
	供給者の役員の氏名、 <u>生年月日</u> 、 <u>国籍等</u>	事後報告
	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、 <u>事業年度</u> 、 <u>その相手国</u> 、 <u>総額に占める割合</u>	事後報告
	特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の変更:重要な変更</li> <li>・それ以外:軽微な変更</li> </ul>
構成設備に関する事項(§52Ⅱ②ハ)	(特定重要設備の供給者に関する事項における取扱いと同じ)	同左
その他の事項(§52Ⅱ④)	<u>リスク管理措置の実施状況</u>	重要な変更

<重要維持管理等を行う場合の導入後計画書の変更>

法の条文	届出事項	変更の種類
特定重要設備の概要(§52Ⅱ①)	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
委託の内容(§52Ⅱ③イ)	委託の目的・内容、重要維持管理等の実施場所	重要な変更
委託の時期又は期間(§52Ⅱ③イ)	重要維持管理等を行わせる時期又は期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を延長:重要な変更</li> <li>・それ以外:事後報告</li> </ul>
重要維持管理等	委託の相手方の名	・供給者の名称、氏名:重要な変更



の委託の相手方に関する事項(§ 52 II ③ロ)	称、代表者の氏名(個人の場合は氏名)	・代表者の氏名:事後報告
	委託の相手方の住所	・国の変更:重要な変更※ ・それ以外:軽微な変更
	委託の相手方の設立準拠法(個人の場合は国籍等)	重要な変更※
	委託の相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、 <u>設立準拠法等又は国籍等</u> 、議決権保有割合	・議決権保有割合以外:事後報告 ・議決権保有割合 -以下の①～④に該当する場合:事後報告 -それ以外の場合:軽微な変更 ① 増加により新たに5%以上 ② 増加により新たに25%以上 ③ 増加により新たに3分の1以上 ④ 増加により新たに50%以上
	委託の相手方の役員の氏名、 <u>生年月日</u> 、 <u>国籍等</u>	事後報告
	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、 <u>事業年度</u> 、 <u>その相手国</u> 、 <u>総額に占める割合</u>	事後報告
再委託に関する事項(§ 52 II ③ハ)	(重要維持管理等の委託の相手方に関する事項における取扱いと同じ)	同左※
その他の事項(§ 52 II ④)	<u>リスク管理措置の実施状況</u>	重要な変更

なお、下線は特定社会基盤事業者を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。ただし、リスク管理措置についてはその一部のみが直接提出可能。

また、上表で※を付した箇所については、重要維持管理等の委託を行った後であって、重要維持管理等を行わせる期間の終了までの間に行う変更については、一部、重要な変更ではなく事後報告としている項目がある(次表下線部のとおり)。

重要維持管理等の委託の相手方(※)の変更と必要な手続

	〔変更する時期〕		
	変更する事項	〔重要維持管理等を行わせる前〕	〔重要維持管理等を行わせた後から行わせる期間の終了前まで〕
法人等	名称	重要な変更	重要な変更
	代表者氏名	事後報告	事後報告
個人	氏名	重要な変更	重要な変更
法人等 ・個人	住所(国名変更)	重要な変更	事後報告
	住所(国名変更なし)	軽微な変更	軽微な変更
法人等	設立準拠法国等	重要な変更	事後報告
個人	国籍等	重要な変更	事後報告

※重要維持管理等の再委託の相手方等についても同様。

#### 4.1.1 重要な変更

- ・ 導入等計画書の記載事項について主務省令第二十三条で定める「重要な変更」を行う場合(上表で「重要な変更」に該当する場合)には、変更の案を事前に事業所管大臣に届け出なければならない
- ・ 導入等計画書の変更の案の届け出は特定重要設備の導入を行う場合は「様式第七(一)」、重要維持管理等を行わせる場合は「様式第七(二)」により行うこと

(補足 4.1-①)

- ・ 導入等計画書の記載事項に係る「重要な変更」をすることが緊急でやむを得ない場合について、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更は「様式第八(一)」、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更は「様式第八(二)」により行う(詳細は5章で示す)
- ・ 供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは委託及び再委託を受けた者の登記事項証明書の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、供給者の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写しの添付を省略することができる

#### 4.1.2 事後報告の対象となる導入等計画書の変更

- ・ 上表で「事後報告」に該当する場合には、当該変更の事項を遅滞なく事業所管大臣に報告しなければならない
- ・ 変更に係る事項の報告は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合は「様式第九(一)」、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合は「様式第九(二)」により行う

(補足 4.1-②)

- ・ 供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときには、委託及び再委託を受けた者の登記事項証明書の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、供給者の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写しの添付を省略することができる

## 4.2 変更の届出・報告の要領

### (1) 「重要な変更」に係る変更の案の作成要領

導入等計画書の変更の案(様式第七(一)及び様式第七(二))の記載要領(記載事項及び様式)を以下に示す。

様式第七(一)及び様式第七(二)は以下を記載すること。記載上の注意は様式第七(一)及び様式第七(二)を参照すること。

- ・ 導入等計画書の届出をした年月日
- ・ 変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)
- ・ 特定重要設備の種類及び名称
- ・ 重要維持管理等の委託の内容(様式第七(二)のみ記載)
- ・ 変更事項
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更の時期
- ・ 備考

#### 【様式】

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)	
	特定重要設備の種類及び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

### (2) 事後報告の対象となる導入等計画書の報告書作成要領

導入等計画書の変更の報告書(様式第九(一)及び様式第九(二))の記載要領(記載事項及び様式)を以下に示す。

様式第九(一)及び様式第九(二)に以下を記載すること。記載上の注意は様式第九(一)及び様式第九(二)を参照すること。

- ・ 導入等計画書の届出をした年月日
- ・ 変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)
- ・ 特定重要設備の種類及び名称
- ・ 重要維持管理等の委託の内容(様式第九(二)のみ記載)
- ・ 変更事項
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更の時期
- ・ 備考

【様式】

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)	
	特定重要設備の種類及び名称		
	重要維持管理等の委託の内容		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

4.3 構成設備の変更

- ・ 導入等計画書の変更とは別に、導入等計画書を届け出た特定重要設備の導入後、当該設備に係る構成設備の種類、名称又は機能の変更をした場合は、報告が必要になる。
- ・ この構成設備の変更に係る報告は、「様式第十」により行う

(1) 構成設備の変更の報告書作成要領

特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書(様式第十)の記載要領(記載事項及び様式)を以下に示す。

様式第十は以下を記載すること。記載上の注意は様式第十を参照すること。

- ・ 導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出をした年月日
- ・ 変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)
- ・ 特定重要設備の種類及び名称
- ・ 変更事項
- ・ 変更の内容(該当する項目の変更前及び変更後)
- ・ 変更を行った時期
- ・ 変更を行った理由
- ・ 備考

【様式】

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出をした年月日			
		変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)			
	特定重要設備の種類及び名称				
2. 変更事項					
3. 変更の内容			変更前	変更後	
	構成設備の種類				
	構成設備の名称				
	構成設備の機能				
	供給者	名称			
		住所			
		設立準拠法(国等)			
	変更を行った時期				
変更を行った理由					
4. 備考					

## 5. 緊急時の手続き

### 5.1 緊急時に該当するケース

- ・ 「特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合」とは、「特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合」のことを言う
- ・ 「特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合」としては、以下の 4 つの要件すべてを満たした場合が該当する
  - (1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合であること
  - (2) 特定社会基盤事業者が、法第 52 条第 1 項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合ではないこと
  - (3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であること
  - (4) 他に適当な方法がない場合であること

### 5.2 緊急時に必要な対応

- ・ 特定重要設備の導入を行うこと及び重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として、導入等計画書を事前届出することなく導入等を行うこと（「緊急導入等」という。）とした場合には、遅滞なく、緊急導入等届出書に 5.1 に示した 4 要件を満たしていることを記載した上で事業所管大臣に提出しなければならない
- ・ 緊急導入等届出書は特定重要設備の導入を行う場合は「様式第五（一）」、重要維持管理等を行わせる場合は「様式第五（二）」により作成する
- ・ 緊急やむを得なく導入等計画書に「重要な変更」が必要な場合は、特定重要設備の導入を行う導入等計画書の変更は「様式第八（一）」、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる導入等計画書の変更は「様式第八（二）」により事業所管大臣に届出することとなる
- ・ 緊急導入等届出書により、特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後であっても、当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するために必要な措置をとるべきことが勧告される場合がある

### 5.3 緊急導入等届出書の作成要領

特定重要設備の導入を行うこと及び重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合の緊急導入等届出書（様式第五（一）及び様式第五（二））の記載要領（記載事項及び様式）を以下に示す。

- ・ 様式第五(一)及び様式第五(二)の1. にそれぞれ緊急やむを得ない場合である理由を記載すること
- ・ 記載上の注意は様式第五(一)及び様式第五(二)を参照すること
- ・ 2. 以降は導入等計画書(様式第四(一)及び様式第四(二))の作成要領を参考にすること

【様式】

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1)①が生じた原因	
② (1)①を把握した時期	
③ (1)①の発生を回避できなかった理由	
(3) 他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1)①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3)①と緊急に行かせた重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1)①に対応できなかった理由	

#### 5.4 緊急やむを得ない場合における導入等計画書の「重要な変更」に係る作成要領

緊急やむを得ない場合として導入等計画書に「重要な変更」が必要となった際の変更の内容を記載した導入等計画書(様式第八(一)及び様式第八(二))について以下に示す。

- ・ 様式第八(一)及び様式第八(二)の2. にそれぞれ緊急やむを得ない場合である理由を記載すること(記載事項及び記載例は前項 5.3 を参照 )
- ・ 記載上の注意は様式第八(一)及び様式第八(二)を参照すること
- ・ 1. について導入等計画書の変更案(様式第七(一)及び様式第七(二))の作成要領を参考にすること



## 6. 連絡先

事前相談や届出等、水道分野における担当部署は以下のとおり

■ 令和6年4月からの担当部署

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 水道計画指導室

※国土交通省においては、所管の他の分野を含めて、「経済安全保障（基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度）」のウェブサイトにて問い合わせの方法について案内しているため、参照されたい

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka\\_fr1\\_000028.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000028.html)

■（参考）令和6年3月までの担当部署

厚生労働省 健康・生活衛生局 水道課

## 7. その他

その他の主要な経済安全保障推進法上の規定内容について示す。

### 7.1 立入検査

- ・ 以下の場合に該当し必要な限度において、事業所管大臣は必要な報告若しくは資料の提出を求める、又はその職員に特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。そのため、特定社会基盤事業者は事業所管大臣の求めに応じて、適宜対応を行う必要がある
  - 導入等計画書の届出若しくは変更の届出に関して、勧告又は命令を受けた場合
  - 導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、国際情勢の変化その他の事情の変更により、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれ大きいと認めるに至った場合
  - 緊急導入等届出書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれ大きいと認めるに至った場合

### 7.2 罰則

- ・ 次の項目のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている<sup>11</sup>
  - 導入等計画書の届出について、違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき（既に届出した導入等計画書や届出した緊急導入届出書（重要維持管理等を実施中のもの）について、「重要な変更」の届出が必要な場合の違反を含む）
  - 禁止期間中に特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき
  - 導入等計画書の変更や、導入・重要維持管理等の中止について、応諾した勧告に従わずに特定重要設備の導入又は重要維持管理等を行わせたとき
  - 導入等計画書の変更や、導入・重要維持管理等の中止に係る命令に違反したとき
  - 緊急導入届出書や、既に届出した導入等計画書の緊急の重要な変更について、必要な事後の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 次の項目のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処することとされている<sup>12</sup>
  - 立入検査に該当し、必要な報告若しくは資料の提出を求められた場合、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき

<sup>11</sup> 経済安全保障推進法 第九十二条に基づく

<sup>12</sup> 経済安全保障推進法 第九十六条に基づく

- 立入検査に該当し、当該職員が特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することになった場合、当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
  - 特定社会基盤事業者が、2週間前までの届出をせずに名称又は住所を変更した場合、又は虚偽の届出をしたとき
  - 既に届出した導入等計画書や導入した特定重要設備の構成設備に係る変更について規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、上記の罰金刑を科することとされている<sup>13</sup>

<sup>13</sup> 経済安全保障推進法 第九十七条に基づく